

豊橋浄水場再整備等事業
特定事業契約書（案）

令和6年12月

愛知県企業庁

【事業者】

豊橋浄水場再整備等事業
特定事業契約書

第 1 事業名 豊橋浄水場再整備等事業

第 2 対象施設の概要

1 対象施設及びその場所

豊橋浄水場：愛知県豊橋市小鷹野 2 丁目 9 番地 1

森岡取水場：愛知県豊橋市石巻本町字天神下 3

豊橋南部浄水場：愛知県豊橋市老津町南山田 1

大清水取水場：愛知県豊橋市富士見台 3 丁目

万場調整池取水塔：愛知県豊橋市西赤沢町字大坂地先

場外管路：要求水準書別紙 2 記載のとおり。

小鷹野浄水場：愛知県豊橋市小鷹野 2 丁目 9 番地 3

2 対象施設の構成

要求水準書図表 1 のとおり

第 3 事業の概要

1 本事業期間

特定事業契約締結日の翌日から 2056 年 3 月 31 日まで

再整備期間	2025 年 12 月 ● 日から 20●年●月●日まで
運営期間	20●年●月●日から 2056 年 3 月 31 日まで

※ 特定事業契約に基づき本事業期間の合意延長があった場合には、延長後の期間とする。

2 金額及び支払条件

(1) 契約金額（サービス購入料及び水素技術の活用に係る費用）

金●円

（取引に係る消費税等の額 金●円）

(2) 支払条件

サービス購入料は、第 10 章（サービス購入料の支払等）に定めるとおり。

水素技術の活用に係る費用は、第 4 条第 6 項に定めるとおり。

(3) 契約保証金

第9条（契約の保証）に定めるとおり。

第4 事業の内容

第4条（本事業の実施）に定めるとおり。

上記の事業について、愛知県（以下「県」という。）と●●（以下「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約兼公共施設等運営権実施契約である特定事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、県及び事業者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 12 月●日

県

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県公営企業管理者
企業庁長

事業者

●●
事業者 ●●
代表取締役 ●●

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (用語の解釈)	1
第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条 (特定事業契約等)	1
第4条 (本事業の実施)	2
第5条 (運営権設定対象施設に係る業務の収入)	2
第6条 (県の実施業務)	3
第7条 (資金調達)	3
第8条 (公租公課の負担)	3
第9条 (契約の保証)	3
第2章 本事業実施の体制及び計画	4
第1節 本事業の体制及び計画	4
第10条 (統括運営業務の実施に係る体制及び計画)	4
第11条 (豊橋浄水場再整備業務の実施に係る体制及び計画)	5
第12条 (運転・維持管理業務の実施に係る体制及び計画)	5
第13条 (運転・維持管理業務の開始準備)	5
第14条 (運営業務の実施に係る体制及び計画)	6
第15条 (ガバナンス実施計画書)	6
第2節 必要な契約等の締結	6
第16条 (必要な契約の締結)	6
第17条 (事業者による許認可等の取得等)	7
第18条 (県による許認可等の取得等)	7
第19条 (保険の付保等)	7
第3章 適正業務の確保	8
第20条 (要求水準を満たす業務の実施)	8
第21条 (要求水準の変更)	8
第22条 (ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築)	9
第23条 (統括運営責任者等の変更)	9
第24条 (各種業務従事者の設置及び変更)	9
第25条 (各種報告書の提出)	9
第26条 (区分経理)	10
第27条 (財務情報の報告)	10
第28条 (セルフモニタリング)	10

第 29 条	(県による実績評価)	10
第 30 条	(県による指示等)	11
第 31 条	(運営権の行使の停止)	11
第 32 条	(ガバナンス基本計画等の変更)	11
第 4 章	統括運営業務	12
第 33 条	(統括運営業務の実施)	12
第 5 章	豊橋浄水場再整備業務	13
第 1 節	総則	13
第 34 条	(再整備業務総則)	13
第 35 条	(新施設の処分禁止)	13
第 36 条	(関連工事の調整)	13
第 2 節	設計等	13
第 37 条	(設計等)	13
第 38 条	(設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)	15
第 3 節	工事	15
第 39 条	(建設)	15
第 40 条	(建設企業による業務実施及び下請の制限等)	15
第 41 条	(下請負者等(工事)の健康保険等加入義務等)	16
第 42 条	(近隣調整)	17
第 43 条	(監督職員－豊橋浄水場再整備業務)	17
第 44 条	(工事関係者に関する措置請求)	18
第 45 条	(再整備業務用地の確保等)	18
第 46 条	(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	19
第 47 条	(設計図書の変更)	19
第 48 条	(工事の中止)	19
第 49 条	(事業者の請求による再整備期間の延長)	20
第 50 条	(再整備期間の変更方法)	20
第 51 条	(臨機の措置)	20
第 52 条	(サービス購入料 A の変更に代える設計図書の変更)	21
第 53 条	(中間検査)	21
第 54 条	(出来形確認)	21
第 4 節	工事監理	21
第 55 条	(工事監理)	21

第5節 新施設の完成及び引渡し	22
第56条 (事業者による試運転)	22
第57条 (県による完了検査及び引渡し)	22
第58条 (部分使用)	23
第59条 (部分引渡し)	23
第60条 (工事の契約不適合責任)	23
第6章 運転・維持管理業務	24
第61条 (運転・維持管理業務の実施)	25
第62条 (対象施設の契約不適合責任等)	25
第63条 (運転管理企業(再整備期間)及び場外管路維持管理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)	26
第64条 (監督職員一運転・維持管理業務)	27
第65条 (管理技術者)	27
第66条 (管理技術者等に対する措置請求)	27
第67条 (運転・維持管理業務の中止)	28
第68条 (貸与品等)	28
第69条 (業務に必要な物品等の持ち込み)	28
第70条 (再整備期間中の新施設の更新)	29
第71条 (運転・維持管理業務における更新計画案策定)	29
第7章 運営業務	29
第1節 公共施設等運営権	29
第72条 (公共施設等運営権の設定及び効力発生)	29
第2節 新施設の引渡の遅延	31
第73条 (新施設の引渡し)	31
第74条 (共同使用施設)	31
第3節 運営業務の実施	32
第75条 (運営業務の実施)	32
第76条 (運転管理企業(運営期間)による業務実施及び一括再委託等の禁止)	32
第77条 (新施設の更新)	32
第78条 (県による運営権設定対象施設の更新及び追加投資)	33
第79条 (事業者の保有資産等の追加投資)	34
第80条 (新施設以外の運営権設定対象施設の更新)	34

第 8 章 関連施設業務	34
第 81 条 （関連施設業務の実施）	35
第 9 章 任意事業	35
第 82 条 （任意事業の実施）	35
第 10 章 サービス購入料の支払等	36
第 83 条 （サービス購入料の支払）	36
第 84 条 （サービス購入料の変更）	36
第 85 条 （サービス購入料の減額）	36
第 86 条 （サービス購入料の返還）	36
第 11 章 利用料金の設定及び収受等	37
第 87 条 （利用料金の設定及び改定）	37
第 88 条 （利用料金の収受等）	37
第 12 章 プロフィットシェア	38
第 89 条 （プロフィットシェア）	38
第 13 章 表明保証及び誓約	38
第 90 条 （事業者による表明及び保証）	38
第 91 条 （事業者による誓約事項）	39
第 92 条 （事業者の株式）	40
第 93 条 （契約上の地位譲渡）	42
第 94 条 （運営権の譲渡等）	42
第 95 条 （事業者の兼業禁止）	43
第 14 章 責任及び損害等の分担	43
第 96 条 （責任及び損害等の分担原則）	43
第 97 条 （反対運動及び訴訟等）	44
第 98 条 （法令改正）	44
第 99 条 （法令改正による追加費用及び損害の負担）	44
第 100 条 （税制改正）	45
第 101 条 （不可抗力）	45
第 102 条 （不可抗力による追加費用及び損害の負担）	46
第 103 条 （損害賠償責任）	46
第 104 条 （第三者に及ぼした損害）	47
第 105 条 （運営期間中一電力供給に係るリスク）	47

第 106 条（運営期間中一水量又は水質の変動）	47
第 107 条（運営期間中一場外管路の漏水リスク）	48
第 15 章 契約の期間に伴う措置	48
第 108 条（本事業期間）	48
第 109 条（事業者事由による解除）	49
第 110 条（県の任意による解除、県事由による解除）	50
第 111 条（法令改正・不可抗力による解除）	50
第 112 条（新施設の引渡前の解除）	50
第 113 条（新施設の引渡後の解除）	51
第 114 条（運営権の取消し）	51
第 115 条（事業終了時の引継ぎ等）	52
第 116 条（運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払）	52
第 117 条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）	53
第 118 条（違約金）	54
第 119 条（損失補償）	55
第 120 条（事業終了後の解散及び債務引受）	55
第 16 章 知的財産権	56
第 121 条（著作権の帰属）	56
第 122 条（成果物の利用）	56
第 123 条（著作権等の譲渡禁止）	57
第 124 条（第三者の有する著作権の侵害防止）	57
第 125 条（第三者の知的財産権等の侵害）	57
第 126 条（知的財産権の対象技術の使用）	57
第 17 章 雑 則	58
第 127 条（情報管理）	58
第 128 条（情報公開）	58
第 129 条（秘密保持義務）	59
第 130 条（金融機関等との協議）	59
第 131 条（遅延利息）	60
第 132 条（契約の変更）	60
第 133 条（準拠法・管轄裁判所）	60
第 134 条（通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）	60
第 135 条（疑義に関する協議）	61

- 別紙 1 定義集
- 別紙 2 事業日程
- 別紙 3 経済安全保障推進法に関する覚書
- 別紙 4 ガバナンス基本計画
- 別紙 5 ガバナンス体制
- 別紙 6 物品譲渡契約書
- 別紙 7 県の維持する許認可
- 別紙 8 事業者等が付す保険
- 別紙 9 サービス購入料の支払方法
- 別紙 10 利用料金の支払方法
- 別紙 11 プロフィットシェア
- 別紙 12 法令改正による追加費用及び損害の負担
- 別紙 13 不可抗力による追加費用及び損害の負担

第1章 総 則

第1条 (用語の解釈)

- 1 特定事業契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1（定義集）において定める意義を有する。
- 2 特定事業契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、特定事業契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 特定事業契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が特定事業契約に適用される。

第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 特定事業契約の締結及びその履行に際し、次の各号に掲げる事項の実現に向けて、県は、本事業が事業者の創意工夫に基づき実施されることを、事業者は、本事業が高度の公共性及び公益性を有することを、それぞれ十分理解しその趣旨を尊重する。
 - (1) 施設の老朽化・耐震性の不足への対応、新たな施設への改築
 - (2) 浄水場施設におけるカーボンニュートラルの実現
 - (3) 豊橋市（隣接する小鷹野浄水場）との連携の推進
- 2 事業者は、本事業内容の詳細について、社会情勢の変化その他の本事業に係る外在的及び内在的な事情の変化を踏まえ、県の請求に応じて県と緊密に協議し、必要に応じて随時見直すことに合意する。なお、事業者は、この項に基づく協議が必要と自ら認める場合は、県に対して協議を求めることができ、県は、合理的な理由なくして協議を留保、遅延又は拒否しない。

第3条 (特定事業契約等)

- 1 特定事業契約は、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれも特定事業契約の一部を構成する。特定事業契約の規定に基づき、県と事業者の間で別途締結される契約は、いずれも特定事業契約の一部を構成する。
- 2 特定事業契約、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する。

第4条 (本事業の実施)

- 1 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成される。
 - (1) 再整備期間・運営期間共通
 - イ 統括運営業務¹
 - ロ 関連施設業務
 - (2) 再整備期間
 - イ 豊橋浄水場再整備業務
 - ロ 豊橋浄水場運転管理業務
 - ハ 豊橋南部浄水場運転管理業務
 - ニ 場外管路維持管理業務
 - (3) 運営期間
 - イ 豊橋浄水場運営業務
 - ロ 豊橋南部浄水場運営業務
 - ハ 場外管路運営業務
 - (4) 任意事業
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、別紙2（事業日程）に定める事業日程により、前項各号に掲げる本事業の業務を実施する。
- 3 事業者は、本事業を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守しなければならない。
- 4 事業者は、特定事業契約の締結と同時に、本事業における経済安全保障推進法に基づく特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関し、別紙3（経済安全保障推進法に関する覚書）の様式に従って、県と覚書を締結しなければならない。
- 5 事業者は、事業提案書の内容に基づき水素技術を導入するにあたり、県との間で実施条件の詳細を協議の上、合意書を作成しなければならない。なお、合意書の内容が事業提案書の内容と異なる場合は、合意書の内容が優先される。
- 6 県は、水素技術の導入の対価として、●円²（消費税等を含む。ただし、前項に基づく合意書で変更された場合は変更後の金額による。）の支払債務を負担し、支払時期及び支払条件は前項に基づく合意書の内容に従う。

第5条 (運営権設定対象施設に係る業務の収入)

本事業において事業者が収受する利用料金は、全て事業者の収入とする。

¹ 統括運営業務のうち、脱炭素推進業務（水素活用業務を含む）に関して、当該業務の実施のための設備導入は、その内容に応じて他の各業務の一部と位置付けて実施する想定です。

² 入札書に記載された金額を記載します。

第6条 (県の実施業務)

- 1 県は、対象施設に関し、要求水準書別紙1に定められた本事業の実施に必要な県の業務（以下「対象施設県実施業務」という。）を実施する。
- 2 県は、前項に規定する業務の実施に要する費用を負担する。

第7条 (資金調達)

- 1 本事業の実施に関する一切の費用（前条（県の実施業務）に従い県が負担する費用を除く。）は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き全て事業者が負担し、本事業の実施に要する事業者の資金調達は全て事業者の責任において行う。
- 2 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、前項に定める資金調達に係る金利変動による追加費用が生じた場合は、当該追加費用を負担する。

第8条 (公租公課の負担)

- 1 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関連して事業者に生じる一切の租税を負担する。
- 2 県は、事業者に対し、特定事業契約の定めに従い、サービス購入料に係る消費税等の支払債務を負担する。

第9条 (契約の保証)

- 1 事業者は、特定事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、再整備期間が終了するまでの間これを維持しなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を県に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 特定事業契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、県が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) 特定事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 特定事業契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、サービス購入料A乃至Dの総額（消費税等を含む。）の10分の1以上としなければならない。
- 3 事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、

当該保証は第 109 条（事業者事由による解除）第 2 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第 1 項の規定により、事業者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 サービス購入料 A 乃至 D の変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス購入料 A 乃至 D の金額を前提に、第 2 項に基づき算出された金額に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

第 2 章 本事業実施の体制及び計画

第 1 節 本事業の体制及び計画

第10条 （統括運營業務の実施に係る体制及び計画）

- 1 事業者は、特定事業契約締結後速やかに、要求水準書等に基づき、統括運営責任者、豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者及び場外管路責任者、その他統括運營業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保し、県に対して、その旨を報告する。
- 2 事業者は、要求水準書等に基づき、統括運營業務の実施に関連して、所定の期限までに、別紙 4（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「統括運營業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の承認又は確認を得なければならない。県は、統括運營業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 3 前項に定める統括運營業務に係る計画書等には、本事業の業務全体を総合的に把握し調整を行う統括運営責任者の定めを含む。統括運営責任者は、特定事業契約の履行に関し、本事業の業務全体の管理及び総括を行うほか、サービス購入料の変更、請求及び受領並びに特定事業契約の解除に係る権限を除き、特定事業契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 4 事業者が、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、統括運營業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて県の確認又は承認を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、統括運營業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 5 事業者は、事業計画書（変更を含む。）について、県の承認を得た後、速やか

に公表事項を事業者の web ページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

- 6 第 108 条（本事業期間）第 2 項の規定により合意延長が行われた場合、事業者は、県の承認を得た全体事業計画書の対象期間の最終日を含む事業年度の開始日の 30 日前までに、要求水準書等に定める項目を含む、当該事業年度の開始日から本事業終了日までの期間について、事業計画書を作成し、県の承認を得なければならない。

第11条 （豊橋浄水場再整備業務の実施に係る体制及び計画）

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、豊橋浄水場再整備業務の実施に関連して、所定の期限までに、別紙 4（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「豊橋浄水場再整備業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の確認又は承認を得なければならない。県は、豊橋浄水場再整備業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、特定事業契約締結日から豊橋浄水場再整備業務が完了するまでの間に、豊橋浄水場再整備業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて県の確認又は承認を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、豊橋浄水場再整備業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第12条 （運転・維持管理業務の実施に係る体制及び計画）

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、運転・維持管理業務の実施に関連して、所定の期限までに、別紙 4（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「運転・維持管理業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の確認又は承認を得なければならない。県は、運転・維持管理業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、特定事業契約締結日から運転・維持管理業務が完了するまでの間に、運転・維持管理業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて県の確認又は承認を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、運転維持管理業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。

第13条 （運転・維持管理業務の開始準備）

事業者は、要求水準書等に定めるところにより、豊橋浄水場運転管理業務及び

豊橋南部浄水場運転管理業務の引き継ぎを行い、運転・維持管理開始予定日までに当該各業務の実施体制を整え、県の確認を得なければならない。

第14条 （運營業務の実施に係る体制及び計画）

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、運營業務の実施に関連して、所定の期限までに、別紙4（ガバナンス基本計画）で定める書面（以下「運營業務に係る計画書等」という。）を策定して県に提出し、県の確認又は承認を得なければならない。県は、運營業務に係る計画書等が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者が、運営開始日から運營業務が完了するまでの間に、運營業務に係る計画書等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に通知し、必要に応じて県の確認又は承認を得なければならない。県は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、運營業務に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 3 事業者は、要求水準書等に基づき、運営開始予定日までに、事業者譲渡対象資産（もしあれば）の譲渡を完了しなければならない。事業者譲渡対象資産の譲渡については、別紙6（物品譲渡契約書）の様式に従って物品譲渡契約を締結する。

第15条 （ガバナンス実施計画書）

事業者は、所定の期限までに、別紙4（ガバナンス基本計画）に従い、本事業の実施に関するガバナンス実施計画書案を作成して県に提出しなければならない。県及び事業者は、全体事業計画書を提出する日までに、当該ガバナンス実施計画書案につき協議の上、ガバナンス実施計画書を確定する。

第2節 必要な契約等の締結

第16条 （必要な契約の締結）

- 1 事業者は、各業務の全てを業務委託請負先に一括して委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを県に提出する。
- 3 事業者は、前項に基づき各業務の全部又は一部を業務委託請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせてはならず、業務委託請負先をし

て、暴力団員等のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせてはならない。

- 4 事業者による各業務の業務委託請負先の決定又は業務委託請負契約の締結（業務委託請負先による下請け又は再委託の場合を含む。）が、経済安全保障推進法に基づく県の本事業に係る導入等計画書について国の審査対象事項となる場合、事業者は、当該国の審査に必要な情報を県に提供するとともに、当該審査について、県の指示に従わなければならない。

第17条 （事業者による許認可等の取得等）

- 1 次条（県による許認可等の取得等）に定めるものを除き、本事業を実施するために必要となる一切の許認可等は、事業者が取得して維持し、又は作成して提出する。
- 2 事業者は、次条（県による許認可等の取得等）に定めるものを除き、本事業を実施するために必要となる許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可等取得の遅延から生じる追加費用を含む。）を負担する。ただし、その遅延が県の責めに帰すべき事由による場合には、県がその責任及び損害を負担する。
- 3 県は、事業者が県に対して書面により要請した場合、第1項に定める事業者による許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 事業者は、第1項に定める許認可等の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、許認可等の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを県に提出する。

第18条 （県による許認可等の取得等）

- 1 県は、本事業を実施するために必要となる許認可等のうち、別紙7（県の維持する許認可等）に記載の許認可等につき、本事業の事業期間中、自らの責任及び費用負担により取得して維持し、又は作成して提出する。ただし、県が要求水準書等に従い許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について事業者の協力を求めた場合には、事業者は、自らの責任においてこれに応じる。
- 2 前項に定める許認可等の取得又は維持に関して許認可権者から条件が付された場合、県は、当該条件のうち、本事業の実施に関して必要と認めるものについて事業者へ通知し、事業者は、これを遵守しなければならない。

第19条 （保険の付保等）

- 1 事業者は、自ら又は業務委託請負先をして、別紙8（事業者等が付す保険）の定めるところにより、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施に必要な保

険に加入させなければならない。

- 2 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに県に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

第3章 適正業務の確保

第20条 （要求水準を満たす業務の実施）

事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施する。

第21条 （要求水準の変更）

- 1 県は、本事業期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合、要求水準書を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
 - (1) 法令改正により本事業の業務内容を著しく変更せざるを得ないとき
 - (2) 災害、事故等により、特別な本事業の業務内容が必要なとき又は本事業の業務内容を著しく変更したとき
 - (3) 県の事由等により本事業の業務内容の変更が必要なとき
- 2 前項の要求水準書の変更に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担は、かかる要求水準書の変更が①法令改正による場合は第99条（法令改正による追加費用及び損害の負担）に従い、②税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第100条（税制改正）に従い、③不可抗力による場合は、第102条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）に従い、④前記①から③以外の場合であって、県の事由による場合は県が、事業者の事由による場合は事業者が、それぞれ負担する。
- 3 この条に基づく要求水準書の変更により事業者の本事業の実施に要する費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする。
- 4 前項の定めにかかわらず、この条に基づく要求水準書の変更により運営期間中の統括運営業務及び運営業務（ただし、サービス購入料の対象となる業務を除く。）の実施に要する費用が減少する場合には、第87条（利用料金の設定及び改定）第4項に従う。
- 5 この条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行う。

第22条 （ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築）

- 1 県及び事業者は、本事業期間中の円滑な遂行の実現を目的として、要求水準書及び別紙4（ガバナンス基本計画）の定めに従い、ガバナンスを実施する。そのために、別紙5（ガバナンス体制）の定めに従い、ガバナンス体制を構築する。具体的には、協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱に関する確認書を締結の上、会議体及び第三者機関を設置し、これらを運営する。また、県及び事業者双方から必要に応じて、ファシリテーターを設置することができる。
- 2 県及び事業者は、本事業期間中にわたり相互の信頼関係を構築して、円滑な業務の遂行に努め、事業の目的を実現するように努めなければならない。
- 3 本事業が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適切かつ確実に遂行されているか否かを確認するための県及び事業者によるモニタリングの体制、方法その他の事項は、別紙4（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めによる。

第23条 （統括運営責任者等の変更）

- 1 県は、事業期間中において、統括運営責任者、豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者又は場外管路責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対し、その理由を明示した書面により、当該責任者の変更を要請することができる。
- 2 事業者は、前項に規定する要請を受けたときは、速やかに新たな当該要請に係る責任者を選出し、県に届け出なければならない。
- 3 事業者は、事業期間中において、やむを得ない事由により、統括運営責任者、豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者又は場外管路責任者を変更する必要があるときは、要求水準書に定めるところに従って、当該責任者を変更することができる。

第24条 （各種業務従事者の設置及び変更）

- 1 事業者は、要求水準書に従い、各業務の実施上必要な有資格者を定め、各業務の開始までに、県に届け出なければならない。
- 2 事業者は、各業務の実施上必要な有資格者を変更する必要があるときは、速やかに新たな有資格者を選出し、県に届け出なければならない。

第25条 （各種報告書の提出）

- 1 事業者は、要求水準書等に基づき、本事業の各業務について、所定の期限までに、別紙4（ガバナンス基本計画）で定める各種報告書を作成して県に提出し、県の確認又は承認を得なければならない。
- 2 前項に基づく各種報告書の記載事項及び公表事業等は、県が別途指定する。

- 3 事業者は、第1項に基づき各種報告書について県の確認又は承認を得た後、速やかにそれらについての公表事項を事業者の web ページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

第26条 (区分経理)

事業者は、別紙4（ガバナンス基本計画）の定めに従い、本事業について区分経理を行わなければならない。

第27条 (財務情報の報告)

- 1 事業者は、別紙4（ガバナンス基本計画）の定めに従い、事業者の財務諸表その他本事業の財務情報を、県に報告し、また、事業者の web ページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 2 事業者は、本事業期間中、本事業の財務情報に関し県が必要と認めて（県の公有財産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項について、遅滞なく県に報告しなければならない。

第28条 (セルフモニタリング)

事業者は、別紙4（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従い、セルフモニタリングを行い、所定の書類を所定の期限までに又は県の請求に従って随時、県に提出する。

第29条 (県による実績評価)

- 1 県は、前条（セルフモニタリング）の定めに従い、事業者から所定の書類が提出された場合、別紙4（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従い、当該各業務が要求水準を満たしているか否か、また、事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認する。事業者は、別紙4（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従い、かかる確認に必要な協力を行う。
- 2 県は、前条（セルフモニタリング）のセルフモニタリング及び前項の実績評価により、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙4（ガバナンス基本計画）及びガバナンス実施計画書の定めに従って、事業者に対し、業務改善について協議を求めることができる。この場合、県と事業者は誠実に協議し、事業者は、その協議内容に従って、業務改善のための必要な措置を講ずる。
- 3 前項に加え、県は、前条（セルフモニタリング）及び第1項の実績評価により、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙4（ガバナンス基本計画）及び

ガバナンス実施計画書の定めに従って、事業者に対して注意、是正指導、是正勧告、業務実施企業の変更請求等を行うとともに、サービス購入料の減額及び要求水準違約金の支払の請求を行うことができる。

第30条 （県による指示等）

- 1 県は、PFI 法第 28 条に基づき、事業者による本事業の適正な実施を期するため、事業者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関する報告を求め、実施について調査し又は必要な指示をすることができる。
- 2 前項の県の調査又は指示に従うことにより事業者が費用が発生する場合、かかる費用は事業者の負担とする。

第31条 （運営権の行使の停止）

- 1 運営権の効力発生後、県は、PFI 法第 29 条第 1 項各号に規定する事由が生じたと判断した場合（要求水準が達成されていないことが判明した場合において、事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると県が判断したときを含むが、これに限らない。）、同条第 2 項の規定による聴聞を行った上で、同条第 1 項の規定により、県の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、県は、当該停止した運営業務を自ら行い又は第三者に委託した上で当該第三者（以下本項において「受託者」という。）をして行わせることができる。また、事業者に対して、県又は受託者による当該業務の実施への協力（事業者が所有する資産の県又は受託者による一時的使用、締結している契約の県又は受託者による一時的承継及びその他の業務への協力を含むが、これらに限らない。）を要請することができ、事業者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の規定により運営権の行使が停止された場合、県は、PFI 法第 27 条第 1 項の規定によりこれを運営権登録簿に登録するとともに、当該停止が同法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する事由によるときは、県は、事業者に対して、同法第 30 条の規程に基づき事業者が通常生ずべき損失を補償する。

第32条 （ガバナンス基本計画等の変更）

- 1 県は、特定事業契約締結日から本事業期間が終了するまでの間に、合理的な理由がある場合には、別紙 4（ガバナンス基本計画）を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
- 2 県は、特定事業契約締結日から本事業期間が終了するまでの間に、要求水準が変更された場合、県の事由により本事業の業務内容の変更が必要と認められる場合、又はその他の事由により本事業の業務内容の変更が特に必要と認められる場

合には、ガバナンス実施計画書の変更をすることができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。

- 3 県及び事業者は、特定事業契約が変更された場合、必要に応じてガバナンス実施計画書を変更する。
- 4 第1項の別紙4（ガバナンス基本計画）の変更又は前2項のガバナンス実施計画書の変更が県の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う追加費用については県の負担とする。
- 5 第1項の別紙4（ガバナンス基本計画）の変更又は第2項若しくは第3項のガバナンス実施計画書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により行われた場合には、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、これに伴う追加費用については事業者の負担とする。
- 6 第1項の別紙4（ガバナンス基本計画）の変更又は第2項若しくは第3項のガバナンス実施計画書の変更が県又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により行われた場合には、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は、かかる変更に伴い自らに発生した全ての増加費用について、一時的な支払等を行う。また、県及び事業者は、かかる変更に伴い事業主に発生した合理的な増加費用の最終的な負担方法について、合意が成立するまでの間、誠実に協議する。
- 7 第1項の別紙4（ガバナンス基本計画）の変更又は第2項若しくは第3項のガバナンス実施計画書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については県の帰属とする。
- 8 第1項の別紙4（ガバナンス基本計画）の変更又は第2項若しくは第3項のガバナンス実施計画書の変更は、書面をもって行う。

第4章 統括運営業務

第33条 （統括運営業務の実施）

- 1 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、統括運営業務を実施する。
- 2 事業者は、統括運営業務を自ら実施し、第三者に統括運営業務の実施を委託し又は請け負わせてはならない。

第5章 豊橋浄水場再整備業務

第1節 総則

第34条 （再整備業務総則）

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い豊橋浄水場再整備業務を実施し、要求水準書等に定める工事のための設計を行った上で、当該設計に基づいて工事を特定事業契約冒頭第3の1に定める再整備期間内に完成し、新施設を県に引き渡さなければならない。県は、その対価としてサービス購入料Aの支払債務を負担する。
- 2 仮設、施工方法その他新施設を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、特定事業契約に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定める。

第35条 （新施設の処分禁止）

事業者は、新施設（未完成の部分も含む。）を第三者に譲渡し、貸与し又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

第36条 （関連工事の調整）

県は、本事業が県の発注に係る第三者の施工する他の工事及び本事業に関連して豊橋市の発注に係る第三者の施工する他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行う。この場合事業者は、県の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第2節 設計等

第37条 （設計等）

- 1 事業者は、特定事業契約の締結後速やかに、要求水準書等に従い、新施設に係る設計等を実施する。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、事前調査計画書、設計計画書その他の要求水準書等が定める書類を県に提出し、県の確認を得なければならない。
- 3 事業者は、事前調査を完了し、設計に着手するまでに、要求水準書等に従い、事前調査報告書を県に提出し、県の確認を得なければならない。
- 4 事業者は、再整備業務実施中、既存施設（再整備対象）について、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。本事業開始日時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさ

ないこととなる物理的な契約不適合であって、入札説明書等県が落札者に開示した資料及び本契約締結前に落札者又は事業者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下この条において同じ。）が判明した場合、及び再整備業務用地の土壤汚染、埋蔵文化財又は地中埋設物の存在について、要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合には、その旨を直ちに県に通知しなければならない。

- 5 既存施設（再整備対象）の契約不適合、再整備業務用地の土壤汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用は、県がこれを負担し、工事が遅延する場合には、県は事業者と協議の上、運営開始予定日を変更する。ただし、入札説明書等県が落札者に開示した資料又は事業者が知り得た情報から合理的に判断できる範囲の既存施設（再整備対象）の契約不適合、再整備業務用地の土壤汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態に起因する場合にはこの限りではない。
- 6 事業者は、事前調査の不備に起因して発生する一切の責任及び追加費用を負担する。
- 7 事業者は、県に対し、要求水準書等に従い、一定期間において進捗した設計の内容その他の設計及びその関連業務の進捗状況に関し定期的に報告書を提出しなければならない。県は、設計の内容その他の設計及びその関連業務の進捗状況に関して、随時に、事業者に対して説明を求めることができ、報告書その他の関連資料の提出を求めることができる。
- 8 事業者は、設計計画書に従った部分毎に、要求水準書等に基づく設計の完了後又はその他県が必要と認めた場合、速やかに、設計図書その他の要求水準書等が定める書類を県に提出して県の確認を受けなければならない。
- 9 県は、事業者から提出された設計図書が、法令、要求水準書等の規定に適合しないこと又は逸脱していることが判明した場合は、設計図書の受領後遅滞なく当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して求めることができる。この場合、事業者は、速やかに当該箇所を自らの費用負担で是正した設計図書を県に提出し、県の確認を受ける。
- 10 県は、前2項に基づき事業者から提出された設計図書を確認した結果、適当と認めた場合は、当該設計図書を承認する旨を事業者に通知する。
- 11 県は、設計図書の内容の承認の通知のみを理由として、事業者の業務の実施に関して何らの責任を負うものではない。
- 12 設計図書の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、県の指示の不備・誤り、その他の県の責めに帰すべき理由による場合は、県は、当該是正に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を合理的な範囲で負担し、工事が遅延する場合には、

県は事業者と協議の上、運営開始予定日を変更する。ただし、事業者が当該要求水準書等の記載が不適當であること又は県の指示に不備・誤りがあることを知りながら県に異議を述べなかった場合は、この限りではない。

第38条 （設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い、設計等を設計企業に委託し又は請け負わせなければならない。
- 2 事業者は、設計等の設計企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、設計企業の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 3 事業者は、設計企業が事業者から受託し又は請け負った設計等の全部を一括して若しくはその主たる部分を、設計企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 4 県は、設計企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（設計）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（設計）の名称、下請負者等（設計）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第3節 工事

第39条 （建設）

- 1 事業者は、要求水準書等及び設計図書に従い工事を実施する。
- 2 事業者は、工事の開始日の30日前までに、要求水準書等に従い、建設工事の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事及び工事監理計画書を県に提出し、県の確認を得なければならない。
- 3 事業者は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する新施設の所有権が事業者に原始的に帰属する旨の特約を付さなければならない。

第40条 （建設企業による業務実施及び下請の制限等）

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い、工事を建設企業に委託し又は請け負わせなければならない。
- 2 事業者は、工事の建設企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、建設企業の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 3 事業者は、建設企業が事業者から受託し又は請け負った工事の全部若しくはそ

の主たる部分の工事を一括して、建設企業をして第三者に委任し又は請け負わせるはならない。

- 4 事業者は、建設企業が事業者から受託し又は請け負った工事の一部を、建設企業をして第三者に委任し又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該工事が数次の契約によって行われるときは、後次のすべての契約に係る受任者又は請負人を含む。以下「下請負者等（工事）」といい、下請負者等（設計）及び下請負者等（工事）を以下「下請負者等」と総称する。）が工事の全部又はその主たる部分を一括して他の第三者に委任し又は請け負わせることのないようにしなければならない。
- 5 事業者は、建設企業又は下請負者等（工事）が第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、建設企業又は下請負者等（工事）をして建設工事標準下請負契約約款その他これに準ずる書面により契約を締結し又は締結させるように努めなければならない。
- 6 県は、建設企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を下請負者等（工事）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（工事）の名称、下請負者等（工事）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第41条 （下請負者等（工事）の健康保険等加入義務等）

- 1 事業者は、建設企業をして、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負者等（工事）としてはならない。
 - (1) 健康保険法第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法第7条の規定による届出
- 2 前項の定めにかかわらず、事業者は、建設企業をして、次の各号に掲げる下請負者等（工事）の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負者等（工事）とさせることができる。
 - (1) 建設企業と直接下請契約を締結する下請負者等（工事）で次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者等（工事）としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると県が認める場合
 - ロ 県の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下この項において「確認書類」という。）を、事業者が県に提出した場合

- (2) 前号に掲げる下請負者等（工事）以外の下請負者等（工事）で次のいずれかに該当する場合
- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者等（工事）としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると県が認める場合
 - ロ 県の指定する期間内に、事業者が当該確認書類を県に提出した場合
- 3 事業者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負者等（工事）である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、県の請求に基づき、違約罰として、建設企業が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、県の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 事業者は、下請負者等（工事）が受任又は請負に係る工事の施工に際し、建設企業をして、建設業法その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負者等（工事）の育成に努めさせなければならない。

第42条 （近隣調整）

- 1 事業者は、工事の着工前に、あらかじめ県との調整を経た方法、時期及び内容にて、近隣住民に対し事業計画（豊橋浄水場再整備業務の実施内容の概要に関する計画をいう。この条において以下同じ。）及び工事実施計画（新施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）の説明その他の近隣調整を行い、近隣住民の理解を得るよう努める。県は、必要と認める場合には、事業者が行う近隣調整に協力する。
- 2 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、近隣調整の不調を理由として工事及び工事監理計画書の変更をすることはできない。
- 3 近隣調整の結果、工事の着工の遅延が見込まれる場合には、県及び事業者は協議の上、運営開始予定日を変更することができる。
- 4 前各項の定めにかかわらず、県が新施設の建設に関する近隣説明会、現場見学会等を行う場合、事業者は、県の求めに応じて必要な協力を行わなければならない。

第43条 （監督職員－豊橋浄水場再整備業務）

- 1 県は、監督職員を定めたときは、その氏名を事業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、特定事業契約の他の条項に定めるもの及び特定事業契約に基づく県の権限とされる事項のうち県が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、工事について次に掲げる権限を有する。

- (1) 特定事業契約の履行についての事業者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 事業者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理
- 3 県は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に特定事業契約に基づく県の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、事業者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

第44条 (工事関係者に関する措置請求)

- 1 県又は監督職員は、事業者が建設企業をして工事を施工するために使用している下請負者等、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを請求することができる。
- 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた後速やかに県に通知しなければならない。
- 3 事業者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、県に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずることを請求することができる。
- 4 県は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた後速やかに事業者に通知しなければならない。

第45条 (再整備業務用地の確保等)

- 1 県は、再整備業務用地を事業者が工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 事業者は、確保された再整備業務用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって再整備業務用地が不用となった場合において、当該再整備業務用地に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。この条において以下同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該再整備業務用地を修復し、取り片付けて、県に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず又は再整備業務用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分し、再整備業務用地の修復若しくは取片付けを行

うことができる。この場合においては、事業者は、県の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、県の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、県が事業者の意見を聴いて定める。

第46条 (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 1 事業者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、県がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が県の指示によるときその他県の責めに帰すべき事由によるときは、当該不適合に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、県がこれを負担し、工事が遅延する場合には、県は事業者と協議の上、運営開始予定日を変更する。
- 2 県は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は事業者の負担とする。

第47条 (設計図書の変更)

県は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を事業者に通知して、事業者が設計図書を変更させることができる。この場合において、当該変更に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、県がこれを負担し、工事が遅延する場合には、県は事業者と協議の上、運営開始予定日を変更する。

第48条 (工事の中止)

- 1 再整備業務用地の確保ができない等のため又は不可抗力であって事業者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、事業者が工事を施工できないと認められるときは、県は、工事の中止内容を直ちに事業者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 県は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を事業者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、当該中止に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、県がこれを負担し、工事が遅延する場合には、県は事業者と協議の上、運営開始予定日を変更する。ただし、不可抗力に起因した工事の中止の場合における、事業者が発生

する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、第 102 条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の規定を適用する。

第49条 （事業者の請求による再整備期間の延長）

- 1 事業者は、特定法令改正、不可抗力又は県の責めに帰すべき事由により再整備期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、県に運営開始予定日の変更を請求することができる。
- 2 県は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、運営開始予定日を変更しなければならない。当該変更起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、その運営開始予定日の変更が県の責めに帰すべき事由による場合においては県がこれを負担し、特定法令改正による場合においては第 99 条（法令改正による追加費用及び損害の負担）、不可抗力による場合においては第 102 条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の規定を適用する。

第50条 （再整備期間の変更方法）

- 1 特定事業契約の規定による運営開始予定日の変更については、県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、県が定め、事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、県が運営開始予定日の変更事由が生じた日（前条（事業者の請求による再整備期間の延長）の場合にあっては、県が運営開始予定日の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

第51条 （臨機の措置）

- 1 事業者は、工事において災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ県の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、事業者は、とった措置の内容を県に直ちに通知しなければならない。
- 3 県は、工事に関して災害防止その他本事業の実施上特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス購入料 A の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、県が負担する。

第52条 (サービス購入料Aの変更に代える設計図書の変更)

特定事業契約の規定によりサービス購入料Aを増額すべき場合又は事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を負担すべき場合において、県と事業者が合意した場合には、県は、サービス購入料Aの増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を事業者に変更させることができる。

第53条 (中間検査)

- 1 県は、工事の適正な技術的施工を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。
- 2 県は、前項の検査にあたり必要があると認められるときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。

第54条 (出来形確認)

- 1 県は、要求水準書の定めに従い、再整備期間中の各事業年度の3月に、工事について出来形確認を行う。
- 2 事業者は、前項に基づく県の出来形確認について必要な協力を行わなければならない。

第4節 工事監理

第55条 (工事監理)

- 1 事業者は、要求水準書等及び設計図書に従い工事監理を実施する。事業者は、工事監理を工事監理企業に委託し又は請け負わせなければならない。
- 2 事業者は、工事の開始日の30日前までに、要求水準書等に従い、工事及び工事監理計画書その他の要求水準書等が定める書類を県に提出しなければならない。
- 3 事業者は、工事及び工事監理計画書に基づき工事を監理し、要求水準書等に従い報告書を県に対して定期的に提出しなければならない。事業者は、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を随時行う。

第5節 新施設の完成及び引渡し

第56条 （事業者による試運転）

- 1 事業者は、新施設の完成に先立って、事業者の費用負担において新施設の各部位及び各種設備につき、試運転を行い、新施設が要求水準書等に適合することを確認しなければならない。
- 2 県は、前項に基づき事業者が実施する試運転に立ち会うことができる。
- 3 事業者は、第1項に定める試運転の実施の14日前までに、試運転計画書を作成の上、県に提出しなければならない。
- 4 事業者は、試運転計画書に基づいて第1項に定める試運転を実施しなければならない。
- 5 事業者は、第1項の試運転において、新施設が試運転計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、補修工事、部品又は機器の交換若しくはその他必要な追加工事及び処置を自己の負担において行わなければならない。この場合、基準を満たさない事項については、基準を満たすまで本項の手続を繰り返さなければならない。
- 6 事業者は、試運転計画書に記載された全ての項目についての検査が終了し、新施設の要求水準が達成されているか否かの検査が終了したときは、県に対し、完了届及び完成図書（以下「完了届等」という。）を提出する。

第57条 （県による完了検査及び引渡し）

- 1 県は、前条（事業者による試運転）第6項の規定による完了届等の提出を受けたときは、提出を受けた後遅滞なく事業者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合、県は、当該検査の結果を事業者に通知しなければならない。
- 2 県は、前項の検査によって工事の完成を確認した日をもって新施設の引渡しを受けなければならない。
- 3 事業者は、工事が第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して県の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前2項の規定を適用する。
- 4 県は、第1項及び前項の検査にあたり必要があると認めるときは、新施設を最小限度破壊して検査し又は事業者に新施設を最小限度破壊して検査させることができる。
- 5 第1項及び前2項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、事業者の負担とする。

第58条 （部分使用）

- 1 県は、前条（完了検査及び引渡し）第2項の規定による引渡前においても、新施設の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。この場合必要があるときは、県は、事業者の立会いの上当該使用部分の出来形を確認しなければならない。
- 2 前項の場合においては、県は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 県は、第1項の使用により事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第59条 （部分引渡し）

新施設について、設計計画書において運営開始予定日前に引渡しを受ける施設として指定された部分（以下「先行引渡施設」という。）がある場合において、当該先行引渡施設の工事が完了したときについては、第56条（事業者による試運転）及び第57条（県による完了検査及び引渡し）中「工事」とあるのは「先行引渡施設に係る工事」と、「新施設」とあるのは「先行引渡施設に係る新施設」と、「完了届」とあるのは「部分完了届」と読み替えて準用する。

第60条 （工事の契約不適合責任）

- 1 県は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、県は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、事業者は、県に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じてサービス購入料Aの減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス購入料Aの減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、県がこの項の規定による催告をしても履行の

追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 県は、引き渡された工事目的物に関し、第 57 条（県による完了検査及び引渡し）第 3 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日（ただし、第 59 条（部分引渡し）に基づいて部分引渡しが行なわれた先行引渡し施設については、同条に基づき引渡しを受けた日。以下本条において同じ。）から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス購入料 A の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の定めにかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、県が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 6 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 県が第 4 項又は第 5 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 10 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、県が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 県は、第 4 項又は第 5 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 前各項の規定は、契約不適合が事業者、設計企業、建設企業又は下請負者等の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 県は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 4 項の定めにかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者、設計企業、建設企業又は下請負者等がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

第 6 章 運転・維持管理業務

第61条 （運転・維持管理業務の実施）

- 1 事業者は、運転・維持管理開始日以降、再整備期間中、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、運転・維持管理業務を実施しなければならない。
- 2 県は、運転・維持管理業務実施の対価として、サービス購入料B、C及びDの支払債務を負担する。

第62条 （対象施設の契約不適合責任等）

- 1 対象施設（既存施設（再整備対象）を除く。以下本条において同じ。）及び事業用地等（再整備業務用地を除く。以下本条において同じ。）について契約不適合（運転・維持管理開始日時点で、当該施設又は用地において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な契約不適合であって、入札説明書等県が落札者に開示した資料及び本契約締結前に落札者又は事業者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。）が発見された場合、事業者は、当該契約不適合から事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用又は損害の額が1件につき100万円（消費税等の額を含まない金額とする。）を超えた場合に限り、県に対し、当該契約不適合の県による修繕の実施に加え、当該契約不適合に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担を請求することができる。
- 2 事業者は、運転・維持管理開始日以後1年以内（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）でなければ、前項の契約不適合を理由とした追加費用及び損害の負担の請求（以下この条において「請求」という。）をすることができない。
- 3 前項の請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する追加費用及び損害額の算定の根拠等当該請求の根拠を示して、県に第1項の負担を求める意思を明確に告げることで行う。
- 4 事業者が契約不適合期間の内に契約不適合を知り、その旨を県に通知した場合において、事業者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。
- 5 契約不適合責任期間の経過後において、対象施設又は事業用地等について契約不適合が発見された場合には、県は当該契約不適合の修繕のみ行う。ただし、当該契約不適合について、県が施工業者、製造業者、業務受託者その他の第三者（以下「工事請負業者等」という。）に対して契約に基づく損害賠償請求を行うことができる場合、県は、事業者の要請に応じて、当該契約不適合に起因して県に生じた損害若しくは費用等を補償させる。当該契約不適合に起因して県が工事請負業者等から実際に補償金を受領した場合には、当該受領した金額から県に生

じた固有の損害及び費用等（もしあれば。）を控除した残額の限度で、当該契約不適合に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を負担する。事業者は、県の要請に応じてこれに最大限協力しなければならない。

- 6 県は、前項に定める場合を除き、契約不適合責任期間経過後に対象施設または事業用地等について契約不適合が発見された場合、これらの契約不適合については一切責任を負わない。
- 7 特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、県は、事業者譲渡対象資産、その他本事業の実施に当たって事業者を提供された情報等又は入札説明書等県が落札者に開示した資料の情報等に契約不適合（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の契約不適合を含むが、これらに限らない。）が発見された場合、契約不適合責任期間の前後を問わず、これらの契約不適合については一切責任を負わない。
- 8 前項の定めに加え、入札説明書等のうち関連資料集の運営権設定対象施設一覧又はその付属資料が不完全なものであったとしても、これについて県は一切責任を負わない。

第63条 （運転管理企業（再整備期間）及び場外管路維持管理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い、豊橋浄水場運転管理業務及び豊橋南部浄水場運転管理業務の全部又は一部を運転管理企業（再整備期間）に、場外管路維持管理業務の全部又は一部を場外管路維持管理企業に、それぞれ委託し又は請け負わせることができる。
- 2 事業者は、前項に基づく運転管理企業（再整備期間）及び場外管路維持管理企業への委託又は請負に関する一切の責任を負い、運転管理企業（再整備期間）及び場外管路維持管理企業の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 3 事業者は、運転管理企業（再整備期間）又は場外管路維持管理企業が事業者から受託し又は請け負った運転・維持管理業務のそれぞれについて、全部を一括して若しくはその主たる部分を、運転管理企業（再整備期間）又は場外管路維持管理企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 4 県は、運転管理企業（再整備期間）及び場外管路維持管理企業が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（運転・維持管理業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（運転・維持管理業務）の名称、下請負者等（運転・維持管理業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第64条 （監督職員－運転・維持管理業務）

- 1 第43条（監督職員－豊橋浄水場再整備業務）第1項に基づき定めた監督職員は、特定事業契約の他の条項に定めるもの及び特定事業契約に基づく県の権限とされる事項のうち県が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 県の意図する業務を遂行させるための事業者に対する業務に関する指示
 - (2) 要求水準書等の記載内容に関する事業者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 特定事業契約の履行に関する事業者との協議
 - (4) 運転・維持管理業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 2 前項に定める監督職員の権限行使については、第43条（監督職員－豊橋浄水場再整備業務）第3項及び同第4項の規定を準用する。

第65条 （管理技術者）

- 1 事業者は、要求水準書等に定めるところにより、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、特定事業契約締結後5日以内に、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 事業者は管理技術者を通じて、サービス購入料の変更、サービス購入料の請求及び受領、第66条（管理技術者等に対する措置請求）第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びに特定事業契約の解除に係る権限を除き、運転・維持管理業務の現場の取り締まり及び運転・維持管理業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 事業者は、前項の定めにかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を県に通知しなければならない。
- 4 事業者は、運転・維持管理業務に従事する者（以下「運転・維持管理業務従事者」という。）に対し、法令に規定された使用者としてのすべての義務を負う。
- 5 事業者は、管理技術者、主任技術者、運転・維持管理業務従事者、対象施設に立ち入る事業者の使用人及び下請負者等（運転・維持管理業務）（以下「管理技術者等」という。）が特定事業契約に定める事項を遵守するよう指揮監督し、管理する義務を負う。

第66条 （管理技術者等に対する措置請求）

- 1 県は、管理技術者等がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内県に通知しなければならない。

第67条 (運転・維持管理業務の中止)

- 1 不可抗力であって事業者の責めに帰すことができないものにより対象施設に損害を生じ若しくは運転・維持管理業務の実施場所の状態が変動したため、事業者が運転・維持管理業務を実施できないと認められるときは、県は、運転・維持管理業務の中止内容を直ちに事業者へ通知して、運転・維持管理業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。
- 2 県は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、運転・維持管理業務の中止内容を事業者へ通知して、運転・維持管理業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 3 前 2 項の規定により運転・維持管理業務の実施を一時中止させた場合において、当該中止に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、県がこれを負担する。ただし、不可抗力に起因した工事の中止の場合における追加費用及び損害の負担については、第 102 条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の規定を適用する。

第68条 (貸与品等)

- 1 事業者は、県が事業者へ貸与し又は支給する資料、図面その他運転・維持管理業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 事業者は、貸与品等を受領したときは、貸与品等の品名、数量、その他必要事項を記載した受領書を速やかに県に提出しなければならない。
- 3 事業者は、業務の完了、要求水準書等の変更等によって不用となった貸与品等で県が返還不要と認めた以外、県に返還しなければならない。
- 4 事業者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、県の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第69条 (業務に必要な物品等の持ち込み)

事業者は貸与品等以外で業務に必要な物品、機器等を対象施設へ搬入し、使用することができる。ただし、搬入する物品、機器等については、事前に県の承認を受けなければならない。

第70条 (再整備期間中の新施設の更新)

- 1 事業者は、再整備期間中に県に引き渡された新施設の更新が必要と判断した場合には、当該新施設の更新を実施しなければならない。
- 2 前項の更新については、第5章第2節から第5節の規定（ただし、第38条第1項、第40条第1項及び第55条第1項を除き、各条文の適用において「設計企業」、「建設企業」及び「工事監理企業」は、新施設の更新に係る業務を受託し又は請け負った企業を指すものと読み替える。）を準用する。
- 3 第1項に基づく新施設の更新は、豊橋浄水場運転管理業務の一部を構成し、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、当該更新の実施の対価はサービス購入料Bに含まれる。

第71条 (運転・維持管理業務における更新計画案策定)

- 1 事業者は、特定事業契約締結後、運転・維持管理業務のうち更新計画案策定に着手し、新施設以外の運営権設定対象施設に係る更新計画案を作成の上、運営開始予定日を含む事業年度の前々年度末までに、更新計画案を県に提出し、県の承認を得なければならない。
- 2 前項に基づく更新計画案に基づき、県は、事業者と協議の上、新施設以外の運営権設定対象施設の更新計画を決定する。

第7章 運営業務

第1節 公共施設等運営権

第72条 (公共施設等運営権の設定及び効力発生)

- 1 県は、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、運営権設定対象施設に、事業者が運営権設定対象施設に係る豊橋浄水場運営業務、豊橋南部浄水場運営業務及び場外管路運営業務を実施するための運営権を設定する。次に掲げる条件の全部が成就し運営権が設定された場合、県は、事業者に対し、運営権設定書を交付する。
 - (1) 第57条（県による完了検査及び引渡し）に従い、豊橋浄水場再整備業務が完了し、新施設の引渡しを受けて県が所有権を取得していること。
 - (2) 県が水道法（昭和32年法律第177号）第24条の4第1項に定める国土交通大臣の許可を受けていること。
 - (3) 運営権の設定に係るPFI法第19条第4項に定める県の議会の議決を経ていること。
- 2 運営権設定対象施設に設定された運営権は、運営開始予定日に効力を発生す

る。ただし、次に掲げる条件の全部又は一部が満たされなかった場合（県が充足しないことを認めた条件を除く。）、県は運営権の効力発生を延期することができる（この項に基づき運営権の効力が発生した日を以下「運営開始日」という。）。

- (1) 第 17 条（事業者による許認可等の取得等）に定める事業者が豊橋浄水場運営業務、豊橋南部浄水場運営業務及び場外管路運営業務の実施を開始するために必要となる許認可等の取得及び維持を行い又は届出及び報告を完了していること。
- (2) 第 14 条（運営業務の実施に係る体制及び計画）に定める運営業務に係る計画書等が県に提出され、県の確認又は承認を得ていること。
- (3) 第 14 条（運営業務の実施に係る体制及び計画）第 3 項に定める物品譲渡契約（もしあれば）に基づく譲渡対価の支払を完了していること。
- (4) 第 15 条（ガバナンス実施計画書）に定めるガバナンス実施計画書案が県に提出され、ガバナンス実施計画書につき県と事業者が合意していること。
- (5) 第 16 条（必要な契約の締結）第 2 項に従い、業務委託請負先との間で豊橋浄水場運営業務、豊橋南部浄水場運営業務及び場外管路運営業務に関する業務委託請負契約が締結され、当該契約書の写しが県に提出されていること。
- (6) 第 19 条（保険の付保等）に定める、運営業務について必要となる保険の付保が完了していること。
- (7) 特定事業契約に定めるところにより、運営開始予定日までに発生した事象について利用料金の改定が必要となっている場合、利用料金の改定額が合意されていること。
- (8) 第 91 条（事業者による誓約事項）第 1 項に定める各書類が県に提出されていること。
- (9) 県が必要と認める場合には、第 130 条（金融機関等との協議）に定める県と金融機関等との間の協定書が締結されていること。
- (10) 基本協定書第 3 条（事業予定者の設立）第 2 項並びに第 4 条（株式の譲渡）第 6 項及び第 7 項に定める出資者保証書及び誓約書が県に提出されていること。
- (11) 更新対象残存価値上限額の債務負担行為について、県の議会の議決を経ていること。
- (12) 経済安全保障推進法に基づく本事業に係る導入等計画書の審査において、運営業務の開始を妨げる勧告又は命令がなされておらず、運営業務を開始するために必要な審査が完了していること。
- (13) 事業者に特定事業契約に対する重大な義務違反がないこと。

3 前 2 項の定めに従い運営権が設定され、その効力が発生した場合には、当該効

力発生時点における運営権設定対象施設の運営等に関する権利及び責任は県から事業者に移転する。また、当該効力発生後直ちに、県は事業者に対して運営権の効力発生を証する書面を交付する。

- 4 運営権の存続期間は、運営開始日から運営期間の満了日までとする。
- 5 事業者は、第1項に基づく運営権の設定後、自らの費用により、PFI法第27条に基づく運営権の登録に必要な手続がある場合にはこれを行い、県はこれに協力する。

第2節 新施設の引渡の遅延

第73条 (新施設の引渡し)

- 1 事業者は、第57条（県による完了検査及び引渡し）に従い、運営開始予定日（運営開始日が運営開始予定日より遅延する場合は、運営開始日）までに、新施設を県に引き渡す。県は、当該引渡しと同日中に、事業者による運営業務の実施のために、運営権設定対象施設を事業者に引き渡す。
- 2 事業者が運営開始予定日までに新施設を県に引き渡すことができなかったこと、県が運営開始予定日に運営権設定対象施設を事業者に引き渡すことができなかったことその他の事由により、新施設の引渡しの遅延により運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合、県は、当該遅延期間において事業者が継続して実施した、運転・維持管理業務に係るサービス購入料B、C及びD相当額を支払う。
- 3 県は、事業者が運営開始予定日までに新施設を県に引き渡すことができなかった場合、サービス購入料Aの総額から運営開始予定日時点の出来形部分（部分引渡しを行った部分を含む。）に相応するサービス購入料Aの額を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を損害金として賠償の請求をすることができる。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。また、当該損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しない。

第74条 (共同使用施設)

- 1 事業者は、県及び豊橋市が、両者の合意に従って共同使用施設を共同利用することを了解し、これに異議を述べない。
- 2 県は、豊橋市による共同使用施設の共同利用について、事業者による共同使用施設の県への引渡しまでに県と豊橋市の間で書面を締結し、豊橋市は当該書面に従って共同使用施設を利用する。なお、豊橋市は、共同使用施設の使用上必要な

範囲で、本事業の実施に影響を与えない軽微な施設の改良又は修繕等（要求水準書に定める範囲に限られる。）を自ら行うことができる。

- 3 前項の定めに基づく豊橋市の共同使用施設の使用において、豊橋市の責に帰すべき事由は、特定事業契約における県の責に帰すべき事由とみなす。

第3節 運營業務の実施

第75条 （運營業務の実施）

事業者は、運営期間中、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、運營業務を実施しなければならない。

第76条 （運転管理企業（運営期間）による業務実施及び一括再委託等の禁止）

- 1 事業者は、特定事業契約の定めに従い、運營業務の全部又は一部を運転管理企業（運営期間）に委託し又は請け負わせることができる。ただし、豊橋浄水場運營業務及び豊橋南部浄水場運營業務のうちそれぞれの運転管理業務については運転管理企業（運営期間）に委託し又は請け負わせなければならない。
- 2 事業者は、運營業務の運転管理企業（運営期間）への委託又は請負に関する一切の責任を負い、運転管理企業（運営期間）の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。
- 3 事業者は、運転管理企業（運営期間）が事業者から受託し又は請け負った運營業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を、運転管理企業（運営期間）をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 4 県は、運転管理企業（運営期間）が事業者から受託し又は請け負った業務の一部を第三者（以下「下請負者等（運營業務）」という。）に委託し又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対して、下請負者等（運營業務）の名称、下請負者等（運營業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求することができる。

第77条 （新施設の更新）

- 1 事業者は、運営期間中、要求水準書等に定める条件及び更新計画書（新施設）に従い、新施設の更新を実施しなければならない。なお、共同使用施設の豊橋市事務室及び非常用電源設備について更新を行う場合には、事業者は事前に県の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、本事業期間中の技術の変化により、事業提案書において見込んでいなかった新たな設備投資を新施設に関して行うべきと判断した場合には、県に対

し、当該設備投資に係る更新対象残存価値相当額の見込み額を踏まえ、更新対象残存価値上限額の変更を提案することができる。かかる提案について、県が事業者と協議を行い合意した場合には、事業者は当該設備投資を実施し、県は更新対象残存価値上限額を変更する。

- 3 前2項に基づく更新の対象部分は、更新の完了後、当然に県の所有に属し、運営権設定対象施設に含まれ、かつ運営権の効果が及ぶ（ただし、法令等上、当該更新の対象部分に当初運営権が及ばないと解される場合には、県及び事業者は、協議の上、合意により、当該更新の対象部分への運営権の設定その他の当該追加投資の対象部分を本事業に使用するため、合理的に必要な措置を講ずる。）。
- 4 県は、必要と認める場合は、事業者に対して、県公有財産台帳等に記載するために必要な情報を追加的に開示するよう求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

第78条 （県による運営権設定対象施設の更新及び追加投資）

- 1 県は、運営期間中、公益上の理由を検討した上で必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により運営権設定対象施設の更新又は追加投資を行うことができ、事業者はかかる更新又は追加投資に最大限協力しなければならない。なお、当該更新又は追加投資の対象部分は、当然に運営権設定対象施設に含まれ、かつ運営権の効果が及ぶ（ただし、法令等上、当該更新又は追加投資の対象部分に当初運営権が及ばないと解される場合には、県及び事業者は、協議の上、合意により、当該更新又は追加投資の対象部分への運営権の設定その他の当該更新又は追加投資の対象部分を本事業に使用するため、合理的に必要な措置を講ずる。）。
- 2 県は、前項の規定による更新又は追加投資を行う場合は、事前に事業者に対して通知し、当該更新又は追加投資に係る工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者と協議の上、実施する。
- 3 第1項の規定により県が実施する更新又は追加投資に起因して、本事業の実施が中断された場合又は運営権設定対象施設が毀損した場合、県は、事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を負担する。なお、当該追加費用及び損害が当該更新又は追加投資に伴って一時的に発生するものである場合には、当該追加費用及び損害を直接事業者に補償することにより負担し、また、当該追加費用又は損害が不可抗力に起因する場合、第102条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の定めに従う。
- 4 第1項に基づき行われる追加投資の内容が、事業者の本事業実施に著しい追加費用若しくは業務の増加又は損害を発生させる場合には、事前に県と事業者が協議し、合意した上で当該追加投資を実施する。この際、県は、必要と認める場合には、協議により特定事業契約の変更を行うことができる。

第79条 （事業者の保有資産等の追加投資）

- 1 事業者は、要求水準を充足する限り、自らの責任及び費用負担により、本事業（任意事業を除く。）の実施のために自らが保有する資産等（備品等を含む。以下同じ。）について、新規投資、改修及び追加投資を実施することができる。
- 2 事業者は、前項の規定に基づき、保有資産等の新規投資、改修又は追加投資を行う場合は、事前に、当該新規投資、改修又は追加投資に関する情報（新規投資、改修又は追加投資の内容・費用等）を県に対して通知する。
- 3 第1項に基づき事業者が新規投資、改修又は追加投資を行った保有資産等は、事業者の所有物とする。
- 4 第1項の場合において県が請求した場合、事業者は、自ら、当該保有資産等の完成・購入前までに、当該保有資産等について県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結する（同契約における当該保有資産等の売買価格は時価とする。）とともに、県が求める場合には、事業者の費用負担において、県が第三者への対抗要件を具備するために必要な登記その他の措置を講じる。

第80条 （新施設以外の運営権設定対象施設の更新）

- 1 県は、第71条（運転・維持管理業務における更新計画案策定）第2項に基づき決定された更新計画（ただし、更新計画が要求水準書に基づき見直された場合には、当該見直し後の更新計画。以下本条において同じ。）に基づいて、翌事業年度に予定する更新工事の内容、費用等を決定し、当該決定された施設に係る更新工事の実施について事業者と協議を行う。なお、協議の詳細な実施時期等については、要求水準書に従う。
- 2 前項の協議の結果、新施設以外の運営権設定対象施設の更新工事の詳細及び実施条件について県と事業者が合意した場合には、県及び事業者は、当該合意の成立の都度、当該合意された施設に係る更新工事の実施条件並びにこれに対するサービス購入料E、F及びGの金額及び支払条件について、特定事業契約の変更契約を締結する。
- 3 前項の規定にかかわらず、新施設以外の運営権設定対象施設の更新のうち、県が要求水準を充足するために必要と判断する内容を超える更新が行われる場合、当該更新部分は、サービス購入料の支払対象に含まれない。ただし、要求水準書に定めるところに従い県及び事業者が協議を行い合意した場合はこの限りではない。

第8章 関連施設業務

第81条 （関連施設業務の実施）

事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、統括運営業務、豊橋浄水場再整備業務、豊橋浄水場運転管理業務及び豊橋浄水場運営業務の一部として関連施設業務を実施する。

第9章 任意事業

第82条 （任意事業の実施）

- 1 事業者は、本事業期間中、特定事業契約、入札説明書等及び事業提案書に従い、任意事業を実施することができる。ただし、任意事業を実施する場合には、事業者は、別紙4（ガバナンス基本計画）で定める任意事業計画書を策定して県に提出の上、県の事前の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、任意受託業務に関連して、県又は東三河地域市町村から協議を求められた場合、誠実に対応する。
- 3 事業者は、本事業期間中において、任意事業の内容を変更する場合（任意事業のために新規投資、改修及び追加投資を実施する場合を含む。）には、県の事前の承認を得なければならない。
- 4 事業者は、本事業期間中において、任意事業を休止又は廃止する場合には、県に事前に通知する。
- 5 第1項及び前項の定めにかかわらず、事業者は、事業者が実施義務を負う任意事業として事業提案書に記載した事業（●、●及び●に係る事業をいい、以下本項において「義務的任意事業」という。）について、事業提案書に基づき実施する義務を負い、また、義務的任意事業の内容を変更し、又は義務的任意事業を休止若しくは廃止する場合には、県の事前の承認を得なければならない。
- 6 任意事業のために利用する事業用地及び対象施設に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による財産の処分が必要となった場合には、県が必要な手続を行う。この場合において、対応する補助金の返還が必要となった場合には、事業者は、当該返還額相当額を県に支払わなければならない。
- 7 事業者は、任意事業の実施に当たっては、本事業の継続に影響を与えないよう、リスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は事業者の責任で行う。
- 8 特定事業契約の他の定めにかかわらず、任意事業に係る一切の費用及び損害並びに任意事業に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損

害は全て事業者の負担とし、理由の如何を問わず、県はこれらの追加費用及び損害を負担しない。

第 10 章 サービス購入料の支払等

第83条 (サービス購入料の支払)

- 1 県は、事業者による再整備期間中の統括運営業務、豊橋浄水場再整備業務、運転・維持管理業務及び運営業務のうち新施設以外の運営権設定対象施設の更新に要する費用を、別紙 9（サービス購入料の支払方法）の定めに基づき、サービス購入料として事業者に支払う。
- 2 前項の定めにかかわらず、新施設以外の運営権設定対象施設の更新に関する詳細設計の実施及び更新の実施に対するサービス購入料の支払は、特定事業契約に定めるところに従い、当該業務の実施に係る特定事業契約の変更がなされることを条件とする。

第84条 (サービス購入料の変更)

- 1 前条の定めにかかわらず、サービス購入料の支払額は、別紙 9（サービス購入料の支払方法）に定めるところに従い変更される。
- 2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約の規定に従い県が事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を負担する場合において、当該追加費用及び損害がサービス購入料の支払対象となる業務について発生したものである場合、県は、当該追加費用及び損害の事業者への直接支払又はサービス購入料の増額変更のいずれかを選択することができる。
- 3 前項の規定に基づきサービス購入料の増額変更を行う場合、県及び事業者は、協議によりこれを定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が調わない場合には、県が定め、事業者に通知する。

第85条 (サービス購入料の減額)

第 83 条（サービス購入料の支払）の定めにかかわらず、サービス購入料の支払額は、別紙 4（ガバナンス基本計画）に定めるところに従い減額される。

第86条 (サービス購入料の返還)

サービス購入料の支払後に、事業者が県に提出した当該サービス購入料の支払の前提となる報告書に虚偽の記載があることが判明したときは、事業者は県に対して、当該虚偽記載がなければ県が減額し得たサービス購入料の相当額を返還しなければならない。

第 11 章 利用料金の設定及び収受等

第87条 (利用料金の設定及び改定)

- 1 事業者は、運営期間において、特定事業契約、入札説明書等及び事業提案書その他関連する法令等に従い、利用者から利用料金を収受する。事業者が収受する利用料金の金額は、別紙 10（利用料金の支払方法）に定めるところとする。
- 2 利用料金は、別紙 10（利用料金の支払方法）に定めるところに従って改定される。
- 3 前項に定めるほか、特定事業契約の定めるところに従い、事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を県が負担する場合において、当該追加費用及び損害が運営期間中の統括運営業務及び運営業務（ただし、サービス購入料の対象となる業務を除く。以下本条において同じ。）に係るものである場合、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、県の負担は利用料金の改定によって行う。この場合、県と事業者は、利用料金の改定について協議の上、合意に基づき利用料金を改定する。
- 4 前項に基づき追加費用及び損害について利用料金の改定対象となる事由に起因して、事業者に発生する運営期間中の統括運営業務及び運営業務に係る費用が減少する場合、当該減少額について利用料金の改定を行う。この場合、県と事業者は、利用料金の改定について協議の上、合意に基づき利用料金を改定する。
- 5 前 2 項に基づき利用料金改定について県と事業者で協議を行う場合、事業者は、当該利用料金の改定対象となる追加費用、損害又は費用減少について、その根拠となる資料を県に提出しなければならない。

第88条 (利用料金の収受等)

- 1 事業者は、利用料金収受代行業務を県に委託し、県は、当該委託に基づき、県が利用者から収受する料金等と併せて、利用料金の収受を無償にて行う。
- 2 県は、本条に基づく業務において、利用者等から受理した届出書及び申請書等（以下「届出書等」という。）を保管しなければならない。県は、事業者が求めた場合には、速やかに届出書等を事業者に開示しなければならない。
- 3 県は、事業者に対し、各月において利用者から収受した料金等及び利用料金の合計額のうち、利用料金相当額を、利用者が県に支払った利用料金が県の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日（ただし、料金等及び利用料金の支払期限が月末であり、かつ土曜日、日曜日又は祝日その他銀行の休日であることにより、当該銀行口座に料金等及び利用料金が着金した日が、本来着金すべき日の翌月となる場合には、当該月の末日）までに、事業者の指定する銀行口座

に振り込む方法により支払う。

- 4 県は、収受した利用料金を、別紙 4（ガバナンス基本計画）に定める要求水準
違約金その他特定事業契約の規定に基づき事業者が県に負担する債務の支払に充
当することができる。

第 12 章 プロフィットシェア

第89条 （プロフィットシェア）

県は、別紙 11（プロフィットシェア）の定めに従い、要求水準書の変更を伴う
手法等の導入による本事業（任意事業を除く）に要する費用の減少について、
サービス購入料又は利用料金を減額することができる。

第 13 章 表明保証及び誓約

第90条 （事業者による表明及び保証）

- 1 事業者は、特定事業契約の締結日現在において、県に対して次の各号の事実を
表明し、保証する。
- (1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会
社であること。
 - (2) 事業者は、特定事業契約を締結し、履行する完全な能力を有し、特定事業契
約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、事業者に対
して強制執行可能であること。
 - (3) 事業者が特定事業契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令
及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權そ
の他一切の手続を履践していること。
 - (4) 本事業を実施するために必要な事業者の能力又は特定事業契約上の義務を履
行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、
仲裁又は調査は、事業者に対して係属しておらず、事業者の知る限りにおい
てその見込みもないこと。
 - (5) 特定事業契約の締結及び特定事業契約に基づく義務の履行は、事業者に対し
て適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事
業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判
決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (6) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。

- (7) 事業者の資本金と資本準備金の合計額は●円³であること。
- (8) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること。
- (9) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めがあること。
- (10) PFI 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

第91条 （事業者による誓約事項）

- 1 事業者は、特定事業契約の締結後速やかに（契約書については当該契約書の調印後速やかに）次の各号に掲げる各書類の写しを県に対して提出し、特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間、事業者について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを県に提出しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 履歴事項全部証明書
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書
 - イ 本事業に関する事業者に対する融資等に係る契約書
 - ロ 事業者が保有する資産及び事業者の発行済株式に対する担保権設定に係る契約書
 - ハ 特定事業契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書
- 2 事業者は、特定事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、法令等及び特定事業契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事業者は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。
 - (2) 事業者は、特定事業契約を締結し履行する完全な能力を有し、特定事業契約上の事業者の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって事業者に対して強制執行可能な義務として負担すること。
 - (3) 事業者が特定事業契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践すること。
 - (4) 特定事業契約の締結及び特定事業契約に基づく義務の履行が、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業

³ 事業提案書に基づき記載する。

者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。

- (5) 事業者の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。
- (6) 事業者は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準備金の合計額を●円以上⁴に維持すること。
- (7) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めを置くこと。
- (8) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めを置くこと。

3 事業者は、特定事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、県の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
- (2) 議決権付株式の発行
- (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

第92条 （事業者の株式）

1 事業者が議決権付株式又は完全無議決権株式を発行する場合、当該株式の発行を受ける者及びその譲受人は、時期を問わず、いずれも次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。ただし、次に掲げる全ての条件を満たす者への譲渡後に、譲受人が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当することとなった場合は、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) PFI 法第 9 条に定める各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (5) （議決権株式の譲渡の場合）当該譲渡の譲受人が、譲渡後落札者の構成企業として基本協定の条項に拘束されることについて同意していること。
- (6) （議決権株式の譲渡の場合）当該議決権株式の譲渡について、経済安全保障

⁴ 事業提案書に基づき記載する。

推進法に基づく導入等計画書の変更につき県が国に対して予め所定の手続を行う必要がある場合、当該手続が当該譲渡を妨げない内容で完了していること。

- 2 事業者は、前項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、完全無議決権株式を発行し、これを割り当てることができる。事業者は、かかる割当てを受けた者から、基本協定書別紙1（出資者保証書の様式）又は別紙2（誓約書の様式）の様式及び内容の出資者保証書又は誓約書を徴求の上あらかじめ県に提出させ、また、前項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていることを誓約させるとともに、割当て先等、県が必要とする情報を速やかに報告しなければならない。
- 3 完全無議決権株式を保有する者は、自ら保有する完全無議決権株式につき、時期を問わず、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。事業者は、完全無議決権株式についてかかる処分が行われる場合は、当該完全無議決権株式の譲渡を行った者をして、その譲受人から、基本協定書別紙1（出資者保証書の様式）又は別紙2（誓約書の様式）の様式及び内容の出資者保証書又は誓約書を徴求の上あらかじめ県に提出させ、また、第1項に掲げる条件を満たした上で当該譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、県が必要とする情報を速やかに報告しなければならない。
- 4 議決権付株式は、会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式でなければならない。
- 5 事業者は、第1項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、議決権付株式を発行し、基本協定書に基づきあらかじめ認められた者以外の者にこれを割り当てる場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。
- 6 議決権付株式を保有する者は、自ら保有する議決権付株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して、議決権付株式の一部を譲渡する場合を除く。事業者は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について県の事前の書面による承認を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認してはならない。
- 7 前項の定めにかかわらず、県は、議決権付株式を保有する者から、本事業のための融資を行う金融機関等のために、その保有する議決権付株式に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、第130条（金融機関等との協議）に基づく協定書が県と当該金融機関等との間で県が合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。
- 8 県は、第5項に定める割当て又は第6項に定める譲渡につき、当該株式の割当てを受ける者又は譲受人が第1項の要件を満たし、当該議決権株式の処分後も入札時の実績要件に準じた一定の要件を満たし、当該議決権株式の譲受人が入札時

の参加資格に準じた一定の資格要件を満たし、かつ当該割当て又は譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該割当て又は譲渡を承認する。事業者は、当該承認を得て当該割当て又は譲渡が行われた場合、当該株式の割当てを受けた者から、又は譲渡を行った者をして、その譲受人から、基本協定書別紙1（出資者保証書の様式）の様式及び内容の出資者保証書を徴求の上あらかじめ県に提出し、また、第1項に掲げる条件を満たした上で割当てを受けていること又は譲渡を行っていることを誓約させるとともに、割当て先又は譲渡先等、県が必要とする情報を速やかに報告する。

- 9 前各項の定めにかかわらず、代表企業を変更することはできない。ただし、運営開始日以降に、事業提案書に規定された条件を充足したうえで代表企業の変更を行う場合又は県の事前の書面による承認を得た場合を除く。

第93条 （契約上の地位譲渡）

- 1 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、県の事前の書面による承諾なくして、特定事業契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。
- 2 前項の定めにかかわらず、県は、事業者から、事業提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、特定事業契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に担保権を設定することについての承諾の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、第130条（金融機関等との協議）に基づく協定書が県と当該金融機関等との間で県の合理的に満足する内容（相殺を含む県の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含む。）にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。

第94条 （運営権の譲渡等）

- 1 事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、運営権につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。
- 2 前項の定めにかかわらず、県は、事業者から、運営権の譲渡の申請があった場合、新たに事業者となる者の欠格事由や入札説明書等適合性の審査等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間の満了日まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたときに限り、PFI法第26条第2項に基づく許可を行う。なお、県は、当該許可を与えるにあたり、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 譲受人が、本事業における事業者の特定事業契約上の地位を承継し、特定事業契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること。
 - (2) 譲受人が、事業者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位並びに権利の譲渡を受けること。
 - (3) 譲受人の全ての株主（持分会社の場合には社員）が、県に対して基本協定書第3条（事業予定者の設立）第2項に定める出資者保証書又は誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
- 3 第1項の定めにかかわらず、県は、事業者から、本事業のための融資を行う金融機関等のために、運営権に抵当権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、第130条（金融機関等との協議）に基づく協定書が県と当該金融機関等との間で県の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。

第95条 （事業者の兼業禁止）

事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。

第14章 責任及び損害等の分担

第96条 （責任及び損害等の分担原則）

- 1 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負い、本事業において事業者が生じた収入の減少、追加費用の発生その他損害又は損失については、全て事業者が負担し、県はこれについて何ら責任を負担しない。
- 2 事業者は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業の実施に関する県による承認、確認若しくは立会い又は事業者からの県に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる特定事業契約上の事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、県は何ら責任を負担しない。
- 3 特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担する。
- 4 特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、法令等に従って県が実施義務を負う事業の実施（対象施設県実施業務を除く。）に関して県の故意又は重大な過失（なお、法令改正自体はこれに該当しない。）に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、県がこれを負担する。県は、かかる負

担を、事業者に発生した追加費用及び損害を直接補償する方法によって行う。

第97条 （反対運動及び訴訟等）

県が設定した条件に直接起因した近隣住民等の本事業に対する反対運動又は訴訟等により、本事業期間の変更、本事業の中断若しくは延期又は運営権設定対象施設に物理的な破損等が発生した場合、かかる事象に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、県がこれを負担する。なお、当該追加費用及び損害が当該事象に伴って一時的に発生するものである場合には、当該追加費用及び損害を直接事業者に補償することにより負担する。

第98条 （法令改正）

- 1 特定事業契約の締結後に法令改正により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「法令改正通知」という。）により、事業者は県に対して直ちに通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、本事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 事業者の本事業の実施に要する追加費用又は損害が発生するとき。
- 2 前項の場合において、県は、事業者に対し、法令改正による本事業への影響を調査するため、必要な資料（法令改正に起因して発生した追加費用及び損害額についての資料を含む。）の提出を求めることができる。また、県は法令改正により履行困難となった事業者の特定事業契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、事業者及び県は、当該法令改正の影響を早期に除去すべく、適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令改正により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 県及び事業者は、法令改正通知があった場合又は県が自ら法令改正が発生していると認識した場合、当該法令改正に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。ただし、当該法令改正に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、次条の定めに従う。

第99条 （法令改正による追加費用及び損害の負担）

法令改正に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害については、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、県及び事業者は、別紙 12（法令改正による追加費用及び損害の負担）の定めに従い、当該追加費用及び損害を負担する。

第100条 （税制改正）

- 1 特定事業契約の締結後に本事業に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「税制改正通知」という。）により、事業者は県に対して直ちに通知する。
- 2 前条（法令改正による追加費用及び損害の負担）の定めにかかわらず、県及び事業者は、税制改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いに従い、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議する。
 - (1) 事業者の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用は、事業者の負担とする。
 - (2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用は、県の負担とする。
- 3 前各項の定めにかかわらず、サービス購入料に係る消費税等の税率変更による追加費用については県の負担とする。

第101条 （不可抗力）

- 1 特定事業契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、事業者は、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「不可抗力通知」という。）をもって、県、利用者及び関係機関に対して直ちに通知するとともに、要求水準書に従い初期対応をしなければならない。ただし、緊急対応が必要な場合には、事業者は自らの判断により臨機の措置を取ることができ、かかる措置を取った後速やかに県、利用者及び関係機関に報告することで足りる。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、本事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 本事業の実施に要する追加費用又は損害が発生したとき。
 - (3) 事業者から県への新施設の引渡前に、豊橋浄水場再整備業務に係る工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき。
- 2 前項の場合において、県が本事業の継続のために必要と判断した場合、県は、事業者に対し必要な対応を指示することができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 第1項の場合において、県は事業者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料（不可抗力に起因して発生した追加費用及び損害額についての資料を含む。）の提出を求めることができる。また、県は、不可抗力により履行困難となった事業者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、県及び事業者は、当該不可抗力の影響を

早期に除去すべく、適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 4 県及び事業者は、不可抗力通知があった場合又は県が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、当該不可抗力に対応して本事業を継続するために必要な要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。ただし、当該不可抗力に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、次条の定めに従う。
- 5 運営開始日以降、不可抗力通知があった場合又は県が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、県及び事業者は、協議の上、運営権設定対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）、工業用水道事業費補助金交付要綱（20130226 財地第 1 号）等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて、相互に協力の上、必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従わなければならない。

第102条 （不可抗力による追加費用及び損害の負担）

- 1 不可抗力に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害については、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、県及び事業者は、別紙 13（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の定めに従い、当該追加費用及び損害を負担する。
- 2 前項の定めにかかわらず、運営開始日以降、不可抗力によって事業用地等が毀損した場合、事業用地等の修補その他の原状回復に必要な措置は、県が自らの費用負担において行う。この場合、事業者は、県の要請に応じてこれに最大限協力しなければならない。

第103条 （損害賠償責任）

- 1 県及び事業者は、相手方が特定事業契約に定める義務（県については、対象施設県実施業務に係る義務を含む。）に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。ただし、県の義務違反により事業者の運営業務（ただし、サービス購入料の対象となる業務を除く。）並びに運営期間中の統括運営業務について発生した追加費用及び損害については、第 87 条（利用料金の設定及び改定）第 3 項の定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業期間中、県が第 6 条の規定に基づき対象施設において実施する業務に起因して、県の責に帰すべき事由により対象施設を損傷した場合には、当該損傷の復旧は県がその責任と費用負担において行う。
- 3 事業者以外に対象施設について県の業務を県から請け負い又は受託した者（三河排水処理 P F I 事業の事業者を含む。）の責に帰すべき事由は、前項において

県の責に帰すべき事由とみなす。

第104条 （第三者に及ぼした損害）

- 1 事業者が本事業の実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合には、直ちにその状況を県に報告する。
- 2 事業者は、その責めに帰すべき事由により生じた前項に定める第三者の損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 3 県が、前項の規定により事業者が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、県からの請求を受けた場合には、直ちに支払わなければならない。
- 4 県は、第1項の損害が県の責めに帰すべき事由により生じた場合又は対象施設の存在そのものに起因して（ただし、新施設の構造に起因するものを除く。）近隣住民等に生じた場合は、県がその損害を賠償しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、工事の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、県がその損害を負担しなければならない。
- 6 本事業の実施に関し第三者との間に紛争が生じた場合においては、県及び事業者が協力してその処理解決にあたる。

第105条 （運営期間中—電力供給に係るリスク）

運営期間中の運営権設定対象施設に対する電力の供給停止又は供給能力の低下であって、運営権設定対象施設に係るバックアップ機能によっても対応できないと認められるものに起因して、事業者に運営業務に関する追加費用が発生したときは、県は、当該追加費用を直接事業者に補償することにより負担する。

第106条 （運営期間中—水量又は水質の変動）

- 1 県は、以下の場合に限り、運営権設定対象施設において処理する原水の水量又は水質の運営期間中の変動に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用（追加費用以外の損害は事業者の負担とする。）を負担する。なお、以下の場合において、運営権設定対象施設に追加の設備投資が必要となる場合、当該設備投資は県の責任及び費用負担において行う。
 - (1) 運営権設定対象施設において取水される原水の水質が恒常的に悪化し、追加の設備投資が必要と県が合理的に認めるときは、県は、当該原水の水質悪化に起因して事業者が発生する運営業務に要する追加費用を負担する。かかる追加費用の負担は、第87条（利用料金の設定及び改定）に従った利用料金の改定によることを原則とするが、当該追加費用の発生が一時的な場合に

は、県は当該追加費用を直接事業者に補償することにより負担することができる。

- 2 前項の定めにかかわらず、運営期間中の運営権設定対象施設において処理する原水の水量又は水質の変動が、法令改正又は不可抗力に起因する場合、これに起因して事業者が発生する運營業務の実施に要する追加費用及び損害については、第 99 条（法令改正による追加費用及び損害の負担）及び第 102 条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の定めに従う。

第107条 （運営期間中―場外管路の漏水リスク）

運営期間中、場外管路（ただし、更新された場外管路を除く。以下、本条において同じ。）に漏水が生じた場合であって、当該漏水の原因が事業者の責めに帰すべき事由によらないと認められる場合、当該漏水に起因する修繕及び第三者賠償に係る費用（ただし、第三者賠償については、事業者が付保した保険によって支払われた部分を除く。）は県が事業者に直接補償することにより負担する。

第 15 章 契約の期間に伴う措置

第108条 （本事業期間）

- 1 特定事業契約に基づく本事業の実施期間は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、特定事業契約冒頭第 3 の 1 に定める日に始まり、特定事業契約冒頭第 3 の 1 に定める運営期間の満了日又は特定事業契約の全部が解除された日に終了する期間とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる場合、県及び事業者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。この場合、県及び事業者が協議のうえ、第 4 項の規定の範囲内で、別途合意した日まで本事業期間を延長することができる（かかる期間延長を「合意延長」という。）。ただし、合意延長は、本事業全部との関係で行い、本事業の一部についてのみ合意延長を行うことはできない。なお、合意延長の実施回数は 1 回に限られない。
 - (1) 再整備期間中に特定事業契約の定めるところに従い、運営開始予定日の変更が行われた場合
 - (2) 不可抗力の発生により本事業が中断又は遅延した場合
 - (3) 県の責に帰すべき事由（県の事由により要求水準書が変更された場合を含む。）により本事業が中断又は遅延した場合
 - (4) 県が設定した条件に直接起因した近隣住民等の本事業に対する反対運動又は訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合
- 3 前項の規定により合意延長が行われた場合、県及び事業者は、本契約、事業計

画書及び運營業務に関する計画書等の変更について誠実に協議を行う。なお、当該合意延長に直接起因して、更新対象残存価値上限額が適切でなくなったと県が判断した場合には、県は、事業者と協議の上、更新対象残存価値上限額を変更することができる。

- 4 本事業期間（第2項の規定により合意延長が行われた場合は、合意延長後の本事業期間）は、いかなる理由によっても2061年3月31日を超えることはできない。

第109条 （事業者事由による解除）

- 1 特定事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、県は、事業者に対して書面により通知した上で、特定事業契約を解除することができる。
- (1) PFI法第29条第1項第1号に規定する事由が生じたとき。
 - (2) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (3) 事業者が特定事業契約に基づいて県に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - (4) 別紙4（ガバナンス基本計画）に定める解除事由が発生したとき。
 - (5) 構成企業が基本協定書第9条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第1項各号又は同第10条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (6) 事業者が愛知県企業庁公共工事請負契約約款第46条（暴力団等排除に係る解除）第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - (7) 事業者が、正当な理由なく、特定事業契約に従い各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき、特定事業契約に定める再整備期間内に新施設の再整備が完了しないとき若しくは再整備期間経過後相当の期間内に新施設の再整備が完了する見込みがないと認められるとき、又は事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が特定事業契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると県が合理的に認めたとき。
 - (8) 事業者について、本事業の実施に必要となる許認可等が終了し又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業を継続的に実施することが困難であると県が合理的に認めたとき。
 - (9) 事業者の株式について第92条（事業者の株式）に違反した状態が合理的期間内に解消されなかったとき。
 - (10) 経済安全保障推進法に基づく本事業に係る導入等計画書の審査において、特

定事業契約を終了させる必要のある勧告又は命令がなされたとき。

- (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が特定事業契約に違反し（ただし、県から 30 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は特定事業契約の履行が不能となった場合に限る。）、その違反により特定事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき。

2 次の各号に掲げる者が特定事業契約を解除した場合は、前項の規定により特定事業契約が解除された場合とみなす。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第 114 条（運営権の取消し）に基づく運営権の取消しについて、行政手続法その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、前項に基づく解除に先立ち聴聞を実施する。

第110条 （県の任意による解除、県事由による解除）

1 県は、対象施設を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、6 ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

2 県の責めに帰すべき事由により、県が特定事業契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、事業者から 150 日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は特定事業契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を県に送付することにより、特定事業契約を解除することができる。

第111条 （法令改正・不可抗力による解除）

特定事業契約の締結後における法令改正（ただし、運営期間中は特定法令改正（運営権事業）に限る。）又は不可抗力の発生により、本事業の継続が不可能又は著しく困難となった場合には、県又は事業者は、相手方と協議の上、特定事業契約を解除することができる。

第112条 （新施設の引渡前の解除）

1 解除事由の如何を問わず、新施設が完了検査を経て事業者から県に引き渡され

る前に特定事業契約が解除された場合において、部分引渡しにより引渡済みの新施設及び新施設の出来形部分が存在するときは、県は、新施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分（以下この項において「合格部分」という。）の引渡しを受けて、部分引渡しにより引渡済みの新施設及び合格部分に相応するサービス購入料A相当額（ただし、支払済みのサービス購入料Aの額を控除する。）を特定事業契約の解除から1年以内に事業者を支払う。

- 2 前項の場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を事業者へ通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、当該検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、新施設のいずれかが部分引渡しにより事業者から県に引き渡される前に第109条（事業者事由による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合において、原状回復することが社会通念上合理的であって県が請求したときには、事業者は、事業用地等を原状回復の上、県に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、県は、事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、県の処分について異議を申し出ることができない。
- 5 解除事由の如何を問わず、新施設が完了検査を経て事業者から県に引き渡される前に特定事業契約が解除された場合において、県は、当該解除時点における履行済みの運転・維持管理業務及び関連施設業務（再整備期間）に対応したサービス購入料の未払額について、解除後遅滞なく事業者を支払う。
- 6 県は、第1項及び前項の支払をする場合、事業者が自ら付保し又は業務委託請負先をして付保させた保険に基づき保険金を受領する場合には、当該保険金額を県からの支払額から控除することができる。

第113条 （新施設の引渡後の解除）

- 1 県及び事業者は、特定事業契約に従い新施設に係る工事目的物が完了検査を経て事業者から県に引き渡された後は、特定事業契約のうち再整備期間に係る部分を解除することができず、運営期間後の部分のみを解除することができる。
- 2 解除事由の如何を問わず、運営開始日以降に特定事業契約が解除された場合、事業者は、県又は県の指定する者による本事業の実施に協力するため、特定事業契約が解除又は終了した後合理的に必要な期間、県又は県の指定する者の行う本事業に係る業務について、合理的な範囲で協力しなければならない。

第114条 （運営権の取消し）

前条（新施設の引渡後の解除）に基づき特定事業契約が解除された場合、PFI

法第 29 条第 1 項の規定に従い、県は運営権を取り消す。ただし、運営開始日までに特定事業契約が解除された場合、運営権設定対象施設に係る第 72 条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第 1 項に定める運営権の設定は、効力を生じない。

第115条 （事業終了時の引継ぎ等）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了（存続期間の満了による終了を含む。以下同じ。）に際して、要求水準書及び入札説明書等に従って施設機能確認、引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者は、事業者の従業員について、県の指定する者が転籍での受入れを希望する場合には、県の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を県の指定する者に送付しなければならない。
- 3 第 1 項の場合において、事業者は、事業者が締結している契約及び維持している許認可等について県又は県の指定する者が承継を希望する場合には、県の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を県又は県の指定する者に送付しなければならない。
- 4 特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、前各項に定める引継ぎ等を行わなければならない。

第116条 （運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了に際して、運営権設定対象施設が要求水準書に適合した状態（運営権設定対象施設が運営権の終了後 1 年以内に更新を要することのない状態であることを含む。）で県に運営権設定対象施設を引き渡さなくてはならない。県及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、運営権設定対象施設の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行う。
- 2 運営権の終了に際して、県は、新施設の更新対象部分について、更新対象残存価値相当額の合計額（ただし、更新対象残存価値上限額を超えない。）を、運営権終了後 1 年以内に事業者に支払う。ただし、当該支払日の到来より前に、県が第 3 項及び第 4 項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県は、更新対象残存価値相当額の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、更新対象残存価値相当額の支払を拒むことができる。
- 3 第 1 項に基づき引き渡された運営権設定対象施設につき、その運営期間中にお

いて既に存在していた契約不適合（ただし、事業者が豊橋浄水場運営業務、豊橋南部浄水場運営業務及び場外管路運営業務を適切に行った上で生じる経年劣化は含まれない。以下この項において同じ。）があるときは、当該運営権の終了日から1年以内（ただし、事業者が実施した更新工事のうち、運営権の終了日前1年以内に更新完了後の引渡しを行ったものについては、当該引渡しから2年以内とし、通水した後でなければ工事目的物の契約不適合の状況が把握できない更新工事（管製作接合工事・管布設工事・浄水池・排水池等築造工事等）については、当該更新完了後の通水から2年以内とする。）に県が事業者へ通知した場合に限り、県は、事業者に対し、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる（ただし、当該契約不適合から県に生じた損害又は費用の額が1件につき100万円（消費税等の額を含まない金額とする。）を超えた場合に限る。）。

- 4 前項の規定に加え、前条（事業終了時の引継ぎ等）に基づき事業者から県に提供された情報等に契約不適合（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の契約不適合を含むが、これらに限らない。）が発見された場合についても、前項の規定を準用する（ただし、当該契約不適合から県に生じた損害又は費用の額が1件につき100万円（消費税等の額を含まない金額とする。）を超えない場合であっても、事業者は、県において当該情報の契約不適合を是正又は訂正できるよう、最大限協力しなければならない。）。

第117条 （契約終了による事業者所有資産の取扱い）

- 1 運営権の終了に際して、事業者の所有する各資産については以下のように取り扱う。なお、いずれの場合においても、県又は県の指定する者が資産を買い取る場合、事業者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管しなければならない。

(1) 本事業について事業者が所有する不動産

県又は県の指定する者が当該不動産について買取を希望する場合、県又は県の指定する者が、時価にて、事業者からその所有する不動産の全部又は一部を買い取ることができ、事業者はこれに応じなければならない。なお、県が本事業の実施者を新たに選定する場合、県は当該実施者をして、県又は当該実施者が本事業の実施にあたり必要と判断した範囲で当該不動産の全部又は一部を時価にて事業者から買い取らせる。

(2) 前号の資産以外の資産

本事業の実施のために事業者が保有する資産（前号により買取の対象となった資産を除く。）は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で県又は県の指定する者に売却しなければならない。

- (3) 前各号の定めにかかわらず、第 79 条（事業者の保有資産等の追加投資）に定める保有資産等であって、当該保有資産等に係る追加投資に先立ち、県が本号に基づく買取の対象とするため同条第 4 項に定める売買の一方の予約契約を締結したものについては、県は、自ら又は県の指定する者をして運営権設定対象施設の運営権の終了時点における簿価相当額でこれを買取り、事業者はこれを売り渡さなければならない。
- 2 前項各号に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。
- 3 第 1 項各号に基づき県又は県の指定する者による資産の買取が行われる場合において、県又は県の指定する者による事業者への各買取対価の支払は、県又は県の指定する者が運営権設定対象施設の引渡しを受けた日又は第 1 項各号に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から 1 年以内に行う。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が次項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。
- 4 前条（運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払）第 3 項及び第 4 項の規定は、前 3 項により県又は県の指定する者が買い受けた資産について準用する。

第118条 （違約金）

- 1 第 109 条（事業者事由による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合には、事業者は、次の各号に掲げる解除時点の区分に応じて、当該各号に定める額を違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 新施設の引渡前
サービス購入料 A 乃至 D の総額（消費税等を含む。）の 10% に相当する金額
- (2) 新施設の引渡後
解除時点の事業年度において予定されていた利用料金収入の当該年度総額（消費税等を含む。）の 20% に相当する金額
- 2 前項の場合において、事業者は、当該解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第 115 条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎ先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して県が負担する一切の費用を含む。）が違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない

ない。

- 3 第1項の場合において、第9条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第119条 （損失補償）

- 1 第110条（県の任意による解除、県事由による解除）第1項の規定により特定事業契約が解除された場合には、PFI法第30条の規定に基づき、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）及び通常生ずべき損失の補償を求めることができる。
- 2 第111条（法令改正・不可抗力による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して県又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第99条（法令改正による追加費用及び損害の負担）及び第102条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）に基づき県負担となる費用並びに当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）については県の負担とする。
- 3 前2項の定めにかかわらず、特定事業契約が解除された場合の新施設の更新対象部分及び事業者の保有資産等の取扱いは第116条（運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払）第2項及び第117条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）の規定により、同各規定による更新対象残存価値相当額又は買取対価の支払のほかに、県は、新施設の更新対象部分及び事業者の保有資産等について特定事業契約の解除までに事業者が生じた費用を負担しない。

第120条 （事業終了後の解散及び債務引受）

- 1 事業者は、特定事業契約の事業期間終了時点においてもなお事業者が特定事業契約に基づく金銭債務を負担すると県が合理的に認める場合には、県の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業者は、特定事業契約の事業期間終了後、事業者が特定事業契約に基づき負担する金銭債務は第116条（運営権設定対象施設の引渡し及び更新対象残存価値相当額の支払）第3項及び第4項に基づく費用の支払債務のみであると県が合理的に認める場合には、60日前までに県に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、県は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

第16章 知的財産権

第121条 （著作権の帰属）

県が、本事業の募集段階において又は特定事業契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（県が著作権を有しないものを除く。）について、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権（以下本章において「知的財産権」という。）が存する場合、その知的財産権は、県に帰属する。

第122条 （成果物の利用）

- 1 県は、成果物について、県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、特定事業契約の終了後も存続する。
- 2 県の指定する者に対して運営権設定対象施設について新たに運営権が設定される場合及び県の指定する者が事業者の所有する資産を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、本契約終了後、県の指定する者にも付与される。
- 3 成果物及び運営権設定対象施設のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下「著作者の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 4 事業者は、県（第2項における県の指定する者を含む。）が成果物及び運営権設定対象施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（事業者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は運営権設定対象施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は県が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、県又は県が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 運営権設定対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 特定事業契約の終了後に、運営権設定対象施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。
- 5 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではな

い。

- (1) 成果物及び運営権設定対象施設の内容を公表すること。
- (2) 運営権設定対象施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

第123条 （著作権等の譲渡禁止）

事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び運営権設定対象施設に係る著作権の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、県の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

第124条 （第三者の有する著作権の侵害防止）

- 1 事業者は、成果物及び運営権設定対象施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証する。
- 2 事業者は、成果物又は運営権設定対象施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。なお、本項の規定は特定事業契約の終了後も存続する。

第125条 （第三者の知的財産権等の侵害）

- 1 事業者は、特定事業契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する知的財産権を侵害しないこと並びに事業者が県に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害していないことを県に対して保証する。
- 2 事業者が特定事業契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権を侵害し又は事業者が県に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して県に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、県に対して補償及び賠償し又は県が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、県の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、本項の規定は特定事業契約の終了後も存続する。

第126条 （知的財産権の対象技術の使用）

- 1 事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等（以下この条において「知的財産権対象技術」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、県は、事業者

がその使用に関して要した費用を負担する。

- 2 事業者は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合、県及び県が指定する者に対し、特定事業契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。
- 3 事業者は、第三者（事業者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合であって、当該知的財産権対象技術のうち県が指定したものについては、当該第三者をして、県及び県が指定する者に対し、特定事業契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、特定事業契約終了日において事業者が当該第三者に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（県が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り事業者が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾させることで足りる。また、当該第三者が事業者の株主以外の第三者である場合には、事業者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償（ただし、県が別途認める場合は有償）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りる。

第 17 章 雑 則

第127条 （情報管理）

- 1 事業者は、本事業期間中及び特定事業契約の終了後においても、本事業の実施に付随関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び愛知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年愛知県条例第 51 号）その他の法令に従わなければならない。
- 2 前項のほか、事業者は、本事業の実施に関する情報機器の使用にあたっては、県で定める情報セキュリティ関連規定を遵守しなければならない。

第128条 （情報公開）

県及び事業者は、特定事業契約締結日において、落札者によって、本事業の実施に当たり作成され、又は取得された文書等であって、事業者が管理しているものの公開について、情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）の趣旨に沿った情報公開取扱規程が作成され、当該情報公開取扱規程について県が承認済みであることを確認する。事業者は、特定事業契約締結後速やかに当該情報公開取扱規程を公表し、当該情報公開取扱規程に従って本事業に関する情報公開を適時に

行わなければならない。

第129条 （秘密保持義務）

- 1 県及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、特定事業契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、特定事業契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の定めにかかわらず、県及び事業者は、次に掲げる場合に限り、特定事業契約に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある県又は事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、県及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある構成企業、業務委託請負先若しくは本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、県及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 この条の規定は、県及び事業者による特定事業契約の完全な履行又は特定事業契約の終了後も存続する。

第130条 （金融機関等との協議）

県は、必要と認めた場合には、本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等との間で、次の各号に掲げる事項その他本事業の継続的实施の確保に必要な事項について、当該金融機関等との間で協定書を締結する。

- (1) 金融機関等が本事業のための融資に関して締結した契約（以下この条において「融資関連契約」という。）に定める融資実行前提条件の不充足、期限の利益喪失事由の発生その他協定書において合意する事項が発生した場合における金融機関等から県への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (2) 特定事業契約における解除事由の発生、特定事業契約に基づく事業者に対する損害賠償請求その他協定書において合意する事項が発生した場合における県から金融機関等への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (3) 融資関連契約に基づく事業者に対する債権を担保するための、事業者の議決権付株式、運営権設定対象施設に係る運営権、特定事業契約上の事業者の地

位その他の担保目的物に対する担保権の設定、対抗要件具備及び実行に関する条件

第131条 （遅延利息）

- 1 県又は事業者が、特定事業契約その他県と事業者の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下この条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、県については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、事業者については、国の債権に関する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。
- 2 県は、特定事業契約その他県と事業者の間で締結された契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

第132条 （契約の変更）

特定事業契約は、県及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第133条 （準拠法・管轄裁判所）

- 1 特定事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 2 特定事業契約に関連して発生した全ての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第134条 （通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）

- 1 特定事業契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。県及び事業者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。
- 2 特定事業契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計算単位は、要求水準書等又は設計図書に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 3 特定事業契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 4 事業者が特定事業契約に基づき保管し又は保存すべき文書の取扱い及び期間については、県の文書管理規程に従う。
- 5 特定事業契約の履行に関して県と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。

6 特定事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第135条 （疑義に関する協議）

要求水準書等及び設計図書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は要求水準書等及び設計図書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、本事業のガバナンスの枠組を活用して、県及び事業者が誠実に協議してこれを解決する。

以 上

定義集

- (1) 「愛知県企業庁公共工事請負契約約款」とは、愛知県企業庁公共工事請負契約約款（特定事業契約締結時点における最終改正）をいう。
- (2) 「愛知県公営企業設置条例」とは、愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年条例第 3 号）をいう。
- (3) 「維持管理」とは、要求水準（水量、水質等）を充足するように、施設等の運転管理、保守・点検、修繕及びこれらに付随する業務を行うことをいう。
- (4) 「委託禁止業務」とは、法令等上委託が禁止されている業務及び委託等を禁止する業務として要求水準書に定める業務をいう。
- (5) 「運営開始日」とは、第 72 条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第 2 項に定義する意味を有する。
- (6) 「運営開始予定日」とは、●年●月●日（ただし、特定事業契約の規定に基づき変更があった場合には変更後の日）をいう。
- (7) 「運営期間」とは、運営開始日から 2056 年 3 月 31 日（ただし、合意延長があった場合には、延長後の本事業期間満了日）までの期間をいう。
- (8) 「運営業務」とは、豊橋浄水場運営業務、豊橋南部浄水場運営業務及び場外管路運営業務を個別に又は総称していう。
- (9) 「運営業務に係る計画書等」とは、第 14 条（運営業務の実施に係る体制及び計画）第 1 項に定義する意味を有する。
- (10) 「運営権」とは、運営権設定対象施設に対して設定される PFI 法第 2 条第 7 項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (11) 「運営権設定対象施設」とは、既存施設（運営権設定対象）、新施設、豊橋南部浄水場、森岡取水場、大清水取水場、万場取水塔及び場外管路を個別に又は総称していう。
- (12) 「運転・維持管理開始予定日」とは、運転維持・維持管理業務の開始を予定する日であって、2026 年 4 月 1 日をいう。
- (13) 「運転・維持管理開始日」とは、第 12 条（運転・維持管理業務の実施に係る体制及び計画）第 1 項に基づく運転・維持管理業務に係る計画書の県による確認又は承認及び第 13 条（運転・維持管理業務の開始準備）に基づく実施体制の県による確認の双方が完了した日をいう。
- (14) 「運転・維持管理業務」とは、豊橋浄水場運転管理業務、豊橋南部浄水場運転管理業務及び場外管路維持管理業務を個別に又は総称していう。
- (15) 「運転・維持管理業務に係る計画書等」とは、第 12 条（運転・維持管理業務の実施に係る体制及び計画）第 2 項に定義する意味を有する。
- (16) 「運転管理」とは、施設の運転管理に関する情報を把握し、監視及び制御を行

うこと、また、場外施設の圧力や水量を監視することをいう。

- (17) 「運転管理企業（運営期間）」とは、業務委託請負先として豊橋浄水場運営業務及び豊橋南部浄水場運営業務を実施する企業をいい、豊橋浄水場運営業務のうち運転管理業務については、●を、豊橋南部浄水場運営業務のうち運転管理業務については●をいう。
- (18) 「運転管理企業（再整備期間）」とは、業務委託請負先として豊橋浄水場運転管理業務及び豊橋南部浄水場運転管理業務を実施する企業をいう。
- (19) 「応募グループ」とは、本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- (20) 「大清水取水場」とは、関連資料集のうち運営権設定対象施設一覧において大清水取水場として特定された施設をいう。
- (21) 「小鷹野浄水場」とは、豊橋市小鷹野浄水場をいう。
- (22) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）をいう。
- (23) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (24) 「完全無議決権株式」とは、事業者の発行する株式で、議決権付株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法第 108 条第 1 項第 8 号又は第 9 号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。
- (25) 「完了検査」とは、第 57 条（県による完了検査及び引渡し）第 1 項に定める工事の完成を確認するための検査をいう。
- (26) 「関連施設」とは、小鷹野浄水場をいう。
- (27) 「関連施設業務」とは、要求水準書に定める関連施設業務をいう。
- (28) 「関連資料集」とは、入札説明書等のうち、関連資料集として特定された文書をいう。
- (29) 「既存施設」とは、豊橋浄水場のうち、既存施設（再整備対象）及び既存施設（運営権設定対象）を個別に又は総称していう。
- (30) 「既存施設（運営権設定対象）」とは、豊橋浄水場の排水処理施設（排水池・排泥池・濃縮槽）をいう。
- (31) 「既存施設（再整備対象）」とは、豊橋浄水場のうち、再整備の対象となる施設を個別に又は総称していう。
- (32) 「議決権付株式」とは、事業者の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
- (33) 「基本協定書」とは、県と代表企業及びその他の構成企業との間で令和 7 年 11 月●日付けで締結された豊橋浄水場再整備等事業 基本協定書をいう。
- (34) 「行政手続法」とは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）をいう。

- (35) 「共同使用施設」とは、新施設のうち、県と豊橋市が共同利用する施設であって、豊橋市事務室、非常用電源設備及び門扉をいう。
- (36) 「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業その他第三者をいう。
- (37) 「業務委託請負契約」とは、事業者及び業務委託請負先との間で締結される本事業に係る各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
- (38) 「許可可等」とは、許可、認可、指定、その他の行政行為若しくは適用法令上必要な届出又は報告をいう。
- (39) 「経済安全保障推進法」とは、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。その後の改正を含む。）をいう。
- (40) 「契約不適合」とは、第 37 条（設計等）第 4 項に定義する意味を有する。
- (41) 「計量法」とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）をいう。
- (42) 「国の債権に関する遅延利息の率」とは、国の債権に関する遅延利息の率（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）をいう。
- (43) 「県」とは、特定事業契約冒頭に定義されるものをいう。
- (44) 「健康保険法」とは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）をいう。
- (45) 「建設」とは、新たな施設を作り出すこと（新設工事）をいう。
- (46) 「建設企業」とは、業務委託請負先として豊橋浄水場再整備業務のうち工事を実施する企業であって、●、●及び●を個別に又は総称していう。
- (47) 「建設業法」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）をいう。
- (48) 「建築基準法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (49) 「建築士法」とは、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）をいう。
- (50) 「合意延長」とは、第 108 条（本事業期間）第 2 項に定義する意味を有する。
- (51) 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）をいう。
- (52) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）をいう。
- (53) 「工業用水使用者」とは、現在又は将来において、工業用水道事業に係る工業用水のうち豊橋南部浄水場から供給を受ける者を総称して又は個別にいう。
- (54) 「工業用水道事業」とは、東三河工業用水道事業をいう。
- (55) 「工業用水道事業法」とは、工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）をいう。
- (56) 「工事監理企業」とは、業務委託請負先として豊橋浄水場再整備業務のうち工事監理を実施する企業であって、●をいう。
- (57) 「工事監理」とは、豊橋浄水場再整備業務のうち要求水準書等に定める工事監

理をいう。

- (58) 「工事」とは、豊橋浄水場再整備業務のうち要求水準書等に定める工事をいう。
- (59) 「更新」とは、劣化した機器等を新しいものに取り替えることをいう。
- (60) 「更新計画書（新施設）」とは、事業提案書における新施設に関する更新計画書（その後の変更を含む。）をいう。
- (61) 「更新対象残存価値相当額」とは、事業者が更新を行った運営権設定対象施設について、当該更新に関して事業者が支払った費用相当額のうち、帳簿原価から本事業期間終了時までに行うこととなる減価償却累計額（ただし、減価償却の計算については、償却資産の種類を問わず、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する定額法（ただし、同条第3項については、「償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達したものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うこととする。」と読み替えた上でこれを準用するものとする。）により行うこととする。）を控除した金額に相当する金銭をいう。
- (62) 「更新対象残存価値上限額」とは、●円（特定事業契約の規定に基づき変更があった場合には変更後の金額）をいう。ただし、特定事業契約が運営開始日後本事業期間満了前に解除された場合には、事業提案書における更新計画に従って新施設の更新が行われたと仮定した場合の当該解除時点の事業年度終了時における更新対象残存価値相当額として算出された金額の合計額をいう。
- (63) 「構成企業」とは、応募グループを構成し、事業者に出資する企業をいい、本契約締結時点では【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】をいう。この号における出資とは、議決権付株式及び（もしあれば）完全無議決権株式の保有をいう。
- (64) 「厚生年金保険法」とは、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）をいう。
- (65) 「雇用保険法」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）をいう。
- (66) 「再整備」とは、設計、撤去及び建設をいう。
- (67) 「再整備期間」とは、特定事業契約締結日の翌日から運営開始予定日（但し、運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合には、運営開始日）の前日までの期間をいう。
- (68) 「再整備業務用地」とは、豊橋浄水場の敷地全てをいう。
- (69) 「サービス購入料」とは、特定事業契約の定めに従い、事業者による再整備期間中の統括運営業務、豊橋浄水場再整備業務、運転・維持管理業務及び運営業務のうち新施設以外の運営権設定対象施設の更新の実施の対価として、県が事

業者に対し支払債務を負担する費用をいう。

- (70) 「時価」とは、各資産の価値として当該資産の買取時において県及び事業者が合意する客観的で公平な方法（直近の帳簿価格による場合、県及び事業者が同意する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家による評価による場合等）により定められた価格をいう。
- (71) 「事業計画書」とは、全体事業計画書、中期事業計画書及び年間事業計画書の総称をいう。
- (72) 「事業継続措置」とは、事業者による事業継続のために、県が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。
- (73) 「事業者」とは、特定事業契約冒頭に定義されるものをいう。
- (74) 「事業者譲渡対象資産」とは、要求水準書等に基づき、運営開始予定日までに、県と事業者の協議により、県の保有する資産のうち事業者に譲渡すべきものとして合意した資産をいう。
- (75) 「事業提案書」とは、代表企業及びその他の構成企業が、令和 7 年●月●日付けで提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。
- (76) 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、特定事業契約締結年度にあつては、特定事業契約の締結日の翌日から次に到来する 3 月 31 日までの期間をいい、運営期間の開始年度にあつては、運営開始日から次に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。
- (77) 「事業用地」とは、場外管路及び関連施設を除く対象施設が立地する土地を個別に又は総称していう。
- (78) 「事業用地等」とは、対象施設が立地する土地を個別に又は総称していう。
- (79) 「事前調査」とは、要求水準書等に定める事前調査をいう。
- (80) 「下請負者等」とは、第 40 条（建設企業による業務実施及び下請の制限等）第 4 項に定義する意味を有する。
- (81) 「下請負者等（運營業務）」とは、第 76 条（運転管理企業（運営期間）による業務実施及び一括再委託等の禁止）第 4 項に定義する意味を有する。
- (82) 「下請負者等（運転・維持管理業務）」とは、第 63 条（運転管理企業（再整備期間）及び場外管路維持管理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）第 4 項に定義する意味を有する。
- (83) 「下請負者等（設計）」とは、第 38 条（設計企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）第 4 項に定義する意味を有する。
- (84) 「下請負者等（工事）」とは、第 40 条（建設企業による業務実施及び下請の制限等）第 4 項に定義する意味を有する。
- (85) 「実施方針条例」とは、愛知県豊橋浄水場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和 6 年条例第 3 号）をいう。

- (86) 「社会保険等未加入建設業者」とは、第 41 条（下請負者等（工事）の健康保険等加入義務等）第 1 項に定義する意味を有する。
- (87) 「修繕」とは、劣化した部位・部材又は機器などを新しいものに取り替えることにより、劣化した部位・部材又は機器の性能及び機能を、初期の状態又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう（ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除く。）。
- (88) 「受水市町」とは、現在又は将来において、水道用水供給事業に係る水道用水のうち豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場から供給を受ける愛知県内の市町を総称して又は個別にいう。
- (89) 「場外管路」とは、森岡第 1 導水管、森岡第 2 導水管、三ツ口導水管、豊橋南部第 1 導水管、豊橋南部第 2 導水管及び豊橋南部第 3 導水管を個別に又は総称していい、その範囲は関連資料集のうち運営権設定対象施設一覧に定めるとおりとする。
- (90) 「場外管路維持管理企業」とは、業務委託請負先として場外管路維持管理業務を実施する企業をいう。
- (91) 「場外管路維持管理業務」とは、要求水準書等に定める場外管路維持管理業務をいう。
- (92) 「場外管路運営企業」とは、業務委託請負先として場外管路運営業務を実施する企業をいう。
- (93) 「場外管路運営業務」とは、要求水準書等に定める場外管路運営業務をいう。
- (94) 「場外管路責任者」とは、要求水準書に定義される場外管路責任者をいう。
- (95) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税の総称をいう。
- (96) 「新施設」とは、豊橋浄水場再整備業務で建設する施設を個別に又は総称していう。
- (97) 「水道法」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）をいう。
- (98) 「水道用水供給事業」とは、愛知県水道用水供給事業をいう。
- (99) 「成果物」とは、設計図書、完成図書及びその他事業者が特定事業契約に基づき又は県の請求により県に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (100) 「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」とは、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）をいう。
- (101) 「施工方法等」とは第 34 条（再整備業務総則）第 2 項に定義する意味を有する。
- (102) 「設計」とは、設計図書（工事の実施のために必要な図面。現寸図その他これに類するものを除く。）を作成することをいう。
- (103) 「設計企業」とは、業務委託請負先として豊橋浄水場再整備業務のうち設計を実施する企業であつて、●をいう。

- (104) 「設計等」とは、事前調査並びに設計及びその関連業務の総称をいう。
- (105) 「設計図書」とは、第 37 条（設計等）の定めに従って県の確認が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいう。
- (106) 「全体事業計画書」とは、要求水準書等に基づき事業者が作成する、本事業期間全体についての本事業に関する計画をいう。
- (107) 「対象施設」とは、豊橋浄水場、森岡取水場、豊橋南部浄水場、大清水取水場、万場調整池取水塔、場外管路及び関連施設を個別に又は総称していう。
- (108) 「対象施設県実施業務」とは、第 6 条（県の実施業務）第 1 項に定義する意味を有する。
- (109) 「代表企業」とは、応募グループにより応募した構成企業のうち、落札者を代表して応募手続を行う企業又は第 4 条（株式の譲渡）第 8 項ただし書きに基づく変更後の企業をいい、本契約締結時点では【代表企業名】をいう。
- (110) 「地方自治法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (111) 「地方自治法施行令」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。
- (112) 「中期事業計画書」とは、要求水準書等に基づき事業者が作成する、5 年ごとの本事業に関する計画をいう。
- (113) 「著作権法」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）をいう。
- (114) 「著作者の権利」とは、第 122 条（成果物の利用）第 3 項に定める意義を有する。
- (115) 「撤去」とは、施設等を全面除却することをいう。
- (116) 「点検」とは、建築物や土木構造物及び電気、機械設備等の部分について、損傷、変更、腐食、異臭その他の以上の有無を確認することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (117) 「統括運営」とは、統括管理、企画調整、総務・経理、セルフモニタリング等、本事業全体を管理・遂行する業務をいう。
- (118) 「統括運営業務」とは、要求水準書等に定める統括運営業務をいう。
- (119) 「統括運営業務に係る計画書等」とは、第 10 条（統括運営業務の実施に係る体制及び計画）第 2 項に定義する意味を有する。
- (120) 「統括運営責任者」とは、要求水準書に定義される統括運営責任者をいう。
- (121) 「特定事業契約」とは、この契約をいう。
- (122) 「特定法令改正」とは、水道用水供給事業又は工業用水道事業に係る施設の整備、維持管理又は運営に関する法令改正であって、本事業に直接影響を及ぼす法令改正をいう。
- (123) 「特定法令改正（運営権事業）」とは、水道用水供給事業又は工業用水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、本事業に直接影響を及ぼす法令改正をいう。

- (124) 「豊橋浄水場」とは、愛知県豊橋浄水場をいう。
- (125) 「豊橋浄水場運営業務」とは、要求水準書等に定める豊橋浄水場運営業務をいう。
- (126) 「豊橋浄水場運転管理業務」とは、要求水準書等に定める豊橋浄水場運転管理業務をいう。
- (127) 「豊橋浄水場再整備業務」とは、要求水準書等に定める豊橋浄水場再整備業務をいう。
- (128) 「豊橋浄水場再整備業務に係る計画書等」とは、第 11 条（豊橋浄水場再整備業務の実施に係る体制及び計画）第 1 項に定義する意味を有する。
- (129) 「豊橋浄水場等責任者」とは、要求水準書に定義される豊橋浄水場等責任者をいう。
- (130) 「豊橋南部浄水場」とは、愛知県豊橋南部浄水場をいう。
- (131) 「豊橋南部浄水場運営業務」とは、要求水準書等に定める豊橋南部浄水場運営業務をいう。
- (132) 「豊橋南部浄水場運転管理業務」とは、要求水準書等に定める豊橋南部浄水場運転管理業務をいう。
- (133) 「豊橋南部浄水場等責任者」とは、要求水準書に定義される豊橋南部浄水場等責任者をいう。
- (134) 「入札説明書」とは、県が令和 6 年 12 月 27 日付けで公表した豊橋浄水場再整備等事業に係る入札説明書（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (135) 「入札説明書等」とは、入札説明書及びその添付書類（添付資料 4 「豊橋浄水場再整備等事業 基本協定書（案）」、添付資料 5 「豊橋浄水場再整備等事業 特定事業契約書（案）」、添付資料 6 「豊橋浄水場再整備等事業 ガバナンス 基本計画」、要求水準書及び参考資料集を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して県が発出した書類をいう。
- (136) 「任意事業」とは、任意提案業務及び任意受託業務を個別に又は総称していう。
- (137) 「任意受託業務」とは、県又は東三河地域市町村が事業主体である水道事業等に係る業務であって、事業者が県の承認を得て行う業務をいう。
- (138) 「任意提案業務」とは、本契約及び法令等を遵守し、本事業を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において事業者が自らの責任及び費用負担において実施する業務をいう。
- (139) 「年間事業計画書」とは、要求水準書等に基づき事業者が作成する、事業年度ごとの本事業に関する計画をいう。
- (140) 「破産法」とは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）をいう。

- (141) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (142) 「東三河地域市町村」とは、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村を個別に又は総称していう。
- (143) 「不可抗力」とは、特定事業契約の義務の履行に直接かつ不利な影響を与えるものであって、地震、洪水、地滑り、落盤その他の自然災害、豪雨、暴風その他の異常気象であって対象施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的な事象であって、いずれについても県及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、県又は事業者によっても予見し得ず、もしくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- (144) 「物品譲渡契約」とは、第 14 条（運營業務の実施に係る体制及び計画）第 3 項の規定により、県と事業者の間で事業者譲渡対象資産の譲渡に関して締結される別紙 6（物品譲渡契約書）の様式による契約をいう。
- (145) 「暴力団員等」とは、愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 46 条（暴力団等排除に係る解除）第 1 項第 2 号に規定する意味を有する。
- (146) 「法令改正」とは、法令等の改正又は制定をいう。
- (147) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準（要求水準書第 1 の 4（遵守すべき関係法令等）に掲げる関係法令、条例、規則、要綱、各種基準、規格等を含むがこれらに限られない。）をいう。
- (148) 「保守」とは、部分的に劣化した部位・部材又は機器などの性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (149) 「保守・点検」とは、保守及び点検の総称をいう。
- (150) 「本事業」とは、豊橋浄水場再整備等事業をいう。
- (151) 「本事業期間」とは、第 108 条（本事業期間）第 1 項に定める期間（ただし、合意延長があった場合には、延長後の本事業期間満了日）をいう。
- (152) 「万場調整池取水塔」とは、関連資料集のうち運営権設定対象施設一覧において万場調整池取水塔として特定された施設をいう。
- (153) 「三河排水処理 P F I 事業」とは、県が発注した豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設整備・運営事業をいう。
- (154) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）をいう。
- (155) 「民法」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）をいう。
- (156) 「森岡取水場」とは、関連資料集のうち運営権設定対象施設一覧において森岡取水場として特定された施設をいう。
- (157) 「落札者」とは、本事業を実施する民間事業者として選定された【代表企業

名】コンソーシアム（●株式会社を代表企業並びに●株式会社及び●株式会社を構成企業とするコンソーシアム）をいう。

- (158) 「要求水準」とは、事業者による本事業（任意事業を除く。）の実施にあたり、県が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業提案書による水準をいう。
- (159) 「要求水準書」とは、入札説明書添付資料 1 「豊橋浄水場再整備等事業 要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (160) 「要求水準書等」とは、特定事業契約、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書の総称をいう。
- (161) 「利用者」とは、受水市町及び工業用水使用者を個別に又は総称していう。
- (162) 「利用料金」とは、運営権設定対象施設の利用について、実施方針条例第 5 条の規定により県と事業者の協議によって定められる、利用者が事業者に対して支払うことになる利用料金をいう。
- (163) 「利用料金収受代行業務」とは、利用者からの利用料金の収受に係る代行業務をいう。
- (164) 「料金等」とは、愛知県公営企業設置条例第 8 条及び第 9 条の規定により、受水市町及び工業用水使用者から県が徴収する料金を個別に又は総称していう。

以 上

別紙 2

事業日程

第 1 特定事業

業務	開始（予定）日	満了（予定）日
統括運営業務	本事業期間にわたり実施する	
豊橋浄水場再整備業務	2025 年 12 月 ● 日	20●年●月●日
豊橋浄水場運転管理業務、豊橋南部浄水場運転管理業務及び場外管路維持管理業務	2026 年 4 月 1 日	20●年●月●日
豊橋浄水場運営業務、豊橋南部浄水場運営業務及び場外管路運営業務	20●年●月●日	2056 年 3 月 31 日

第 2 任意事業

【事業者提案により規定する。】

以 上

経済安全保障推進法に関する覚書

**豊橋浄水場再整備等事業
経済安全保障推進法に関する覚書**

愛知県（以下「県」という。）及び●●（以下「事業者」という。）は、両者間で締結された令和 7 年 12 月●日付豊橋浄水場再整備等事業特定事業契約書（以下「特定事業契約」という。）の基づく事業者による特定重要設備の導入及び特定重要維持管理等の委託に関して、令和 7 年 12 月●日付で、以下のとおり合意する（以下「本覚書」という。）。

なお、本覚書で特段の定義なしに用いられる用語は、特定事業契約において使用される用語と同様の意味を有する。

第 1 条（定義）

本覚書では、次の各用語は、次の各意味を有する。

用語	意味
主務省令	国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和 5 年国土交通省令第 62 号）
特定社会基盤事業	経済安全保障推進法第 50 条第 1 項に定める意味を有する。
特定重要設備	経済安全保障推進法第 50 条第 1 項に定める意味を有する。
構成設備	特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為（特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいう。）の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの
構成設備の供給者	構成設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者
重要維持管理等	経済安全保障推進法第 52 条第 1 項に定める意味を有する。
導入等計画書	経済安全保障推進法第 52 条第 1 項に定める意味を有する。
禁止期間	経済安全保障推進法第 52 条第 3 項から第 5 項の規定に基づき、届出をした導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間
本件特定重要設備	第 2 条第 1 項において定義される意味を有する。
本件特定重要設備（再整備）	第 2 条第 1 項において定義される意味を有する。
本件重要維持管理等	第 2 条第 1 項において定義される意味を有する。
設立準拠法国家等	第 3 条第 1 項第 1 号において定義される意味を有する。
再委託の相手方等	第 3 条第 1 項第 1 号において定義される意味を有する。
重要な変更	第 5 条第 1 項柱書において定義される意味を有する。

第 2 条（目的）

- 1 県及び事業者は、県が経済安全保障推進法に規定する特定社会基盤事業者として指定された者であること、豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場の情報処理システムが特定重要設備に該当し、豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場に関する運転・維持管理業務及び運営業務が重要維持管理等に該当すること（以下、本覚書において、特定重要設備に該当する設備を「本件特定重要設備」と、本件特定重要設備のうち本事業によって新た

に整備されるものを「本件特定重要設備（再整備）」と、重要維持管理等に該当する業務を「本件重要維持管理等」という。）及び県の提供する役務の安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態が生じるおそれ大きいことに鑑み、県が適切に同法に基づく義務を履行できるよう、相互に真摯に協力しなければならない。

- 2 県及び事業者は、本覚書が特定事業契約の一部を構成すること、及び、経済安全保障推進法に基づく本件特定重要設備の導入及び本件重要維持管理等の委託に係る対応に関し、特定事業契約の規定と本覚書の規定に矛盾がある場合、本覚書の規定を優先的に適用することに合意する。

第3条（本件重要維持管理等に係る情報提供）

- 1 事業者は、県に対し、本覚書締結後県の求めがあった場合には、経済安全保障推進法に基づく義務の履行に必要な範囲で県の指定する次に掲げる事項を書面又は電子メール等の県が指定した方法により報告する。また、事業者は、本件重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間の終了前に県に対して報告した事項について変更が生じた場合（第5条に基づき事前通知が必要とされている事項及び主務省令第24条に掲げる事項を除く。）には、速やかに県に対し書面又は電子メール等の県が指定した方法によりその変更内容を連絡しなければならない。
 - (1) 事業者及び事業者から本件重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者に再委託して本件重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法国等」という。）
 - (2) 事業者及び再委託の相手方等の総株主等の議決権の5%以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合
 - (3) 事業者及び再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍
 - (4) 県の導入等計画書の届出の日の2か月の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか一の事業年度における事業者及び再委託の相手方等の各売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が25%以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における事業者及び再委託の相手方等の各売上高の総額に占める割合
 - (5) 事業者が他の事業者に再委託する本件重要維持管理等の内容及び時期又は期間
 - (6) 本件重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者に再委託して本件重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託する本件重要維持管理等の内容及び時期又は期間
 - (7) その他、県と事業者又は事業者と再委託の相手方等が別途合意した、本件重要維持管理等の委託に当たって特定妨害行為を防止するための措置の実施を証するために必要な事項
- 2 事業者は、県に対し、本覚書締結後県の求めがあった場合には、経済安全保障推進法に基づく義務の履行に必要な範囲で県の指定する次に掲げる書類（ただし、別途の合意のない限り、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、県の導入等計画書の届出の日において有効なものに限り、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を提出する。
 - (1) 事業者及び再委託の相手方等の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - (2) 事業者及び再委託の相手方等の役員の旅券の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事

項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、在留カードの写し、特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類）

- 3 経済安全保障推進法に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令第17条の規定により、県が再委託の相手方等に係る一部事項の記載及び書類の添付を省略する場合には、事業者は、当該再委託の相手方等において次に掲げる措置を講じていることを証する書類その他必要な情報等を県に提出しなければならない。
 - (1) 当該再委託の相手方等が、再委託された本件重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置
 - (2) 当該再委託の相手方等が、再委託された本件重要維持管理等に係る業務に従事する職員による本件特定重要設備の本件重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、本件重要維持管理等を行う本件特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期的に又は随時に、監査するための措置
- 4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、事業者又は再委託の相手方等は、経済安全保障推進法で認められている限度において、本条に定める情報及び書類を主務大臣に対して直接提出することができる。
- 5 前項の場合において、事業者は、事業者又は再委託の相手方等が主務大臣に直接提出する情報、書類の名称及び導入等計画書におけるどの届出事項に関する情報であるかをあらかじめ県に通知しなければならない。事業者は、県及び事業者間で別途協議して定める期限までに前項の直接提出を行い又は再委託の相手方等をして直接提出を行わせ、提出後速やかに県に報告する。
- 6 事業者は、前各項に基づき事業者が負う義務を担保するため、再委託の相手方等に対して本覚書における事業者の県に対する義務と同等の契約上の義務（再委託の相手方等において、本覚書に基づき事業者が県に対して報告義務、書類提出義務その他の協力義務を負う事項につき、事業者に対して報告、書類提出その他の協力をすることを含む。）を課す等適切な措置を講じ、県の求めに応じて再委託の相手方等に関する事項を報告しなければならない。事業者は、再委託の相手方等が、事業者及び再委託の相手方等の間の契約上の義務を履行するために、県及び再委託の相手方等に対し、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行う。
- 7 経済安全保障推進法第52条第4項に基づく主務大臣の審査の過程において、県又は事業者に対して、官公庁から問い合わせ等があった場合においては、事業者は、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行う。
- 8 県は、事業者が本条に基づく義務を履行するために、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行う。

第4条（本件特定重要設備（再整備）の導入に係る情報提供）

- 1 事業者は、県に対し、本覚書締結後県の求めがあった場合には、経済安全保障推進法に基づく義務の履行に必要な範囲で県の指定する次の各号に掲げる事項を書面又は電子メール等の県が指定した方法により報告する。また、事業者は、本件特定重要設備（再整備）の導入を行う前に県に対して報告した事項について変更が生じた場合（第6条に基づき事前通知が必要とされている事項及び主務省令第24条に掲げる事項を除く。）又は本件特定重要設備（再整備）の導入後に構成設備の種類、名称若しくは機能につき変更が生じた場合には、速やかに県に対し書面又は電子メール等の県が指定した方法によりその変更内容を連絡しなければならない。ただし、構成設備が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備の供給者に関する第2号から第5号の事項についてはこの限りでない。

- (1) 事業者及び構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等
 - (2) 事業者及び構成設備の供給者の総株主等の議決権の5%以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合
 - (3) 事業者及び構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍
 - (4) 県の導入等計画書の届出の日の2か月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか一の事業年度における事業者又は構成設備の供給者の各売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が25%以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における事業者又は構成設備の供給者の各売上高の総額に占める割合
 - (5) 本件特定重要設備（再整備）及び構成設備を製造する工場又は事業場の所在地
 - (6) 構成設備の種類、名称及び機能
 - (7) その他、県と事業者又は事業者と構成設備の供給者が別途合意した、本件特定重要設備（再整備）の導入に当たって特定妨害行為を防止するための措置の実施を証するために必要な事項
- 2 前項の場合において、前条第2項、同第4項乃至第8項を準用する。この場合、当該各項の「再委託の相手方等」を「構成設備の供給者」と読み替える。

第5条（本件重要維持管理等に関する重要な変更）

- 1 事業者は、第3条の規定に基づいて県に提供した情報について、本事業期間中に以下に掲げる変更（第6条第1項各号の変更と併せ、以下「重要な変更」という。）が生じる場合には、あらかじめ県に対し、変更する時期及び変更する内容を、書面又は電子メール等の電磁的方法により連絡しなければならない。ただし、当該期限までに連絡することが不可能又は著しく困難なときは、可及的速やかに連絡するとともに、県が主務大臣に当該変更について必要な届出をすることができるよう協力する。
- (1) 本件特定重要設備の概要に係る変更
 - (2) 本件重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間に係る変更（本件重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）
 - (3) 事業者の名称、住所又は設立準拠法国等（事業者が個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（本件重要維持管理等の委託の開始後に変更する場合（事業者の名称（個人である場合にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）
 - (4) 本件重要維持管理等の全部又は一部が事業者以外の事業者に再委託される場合において、当該再委託の内容及び時期又は期間に係る変更（再委託の期間を短縮するものを除く。）
 - (5) 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（本件重要維持管理等の委託の開始後に変更する場合（再委託の相手方等の名称（個人である場合にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）
 - (6) 第9条に掲げる事項に係る変更
- 2 前項の場合において、事業者は、以下に掲げる書類を併せて県に提供しなければならない。ただし、事業者及び再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは(1)の書類を、事業者及び再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは(2)の書類の提供を、それぞれ省略することができる。
- (1) 事業者及び再委託の相手方等の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - (2) 事業者及び再委託の相手方等の役員の旅券の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事

項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、在留カードの写し、特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類）

3 第1項の場合において、第3条第4項乃至第8項を準用する。

第6条（本件特定重要設備（再整備）の導入に関する重要な変更）

- 1 事業者は、第4条の規定に基づいて県に提供した情報について、本件特定重要設備（再整備）の導入を行う前に次に掲げる変更が生じる場合には、あらかじめ県に対し、変更する時期及び変更する内容を、書面又は電子メール等の電磁的方法により連絡しなければならない。ただし、当該期限までに連絡することが不可能又は著しく困難なときは、可及的速やかに連絡するとともに、県が主務大臣に当該変更について必要な届出をすることができるよう協力する。
 - (1) 本件特定重要設備（再整備）の概要に係る変更
 - (2) 本件特定重要設備（再整備）の導入の内容に係る変更
 - (3) 事業者の名称、住所又は設立準拠法等（事業者が個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。）
 - (4) 本件特定重要設備（再整備）を製造する工場又は事業場の所在地に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）
 - (5) 構成設備の種類、名称及び機能に係る変更
 - (6) 構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更
 - (7) 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）
 - (8) 第9条に掲げる事項に係る変更
- 2 前項の場合において、前条第2項、第3条第4項乃至第8項を準用する。この場合、当該各項の「再委託の相手方等」を「構成設備の供給者」と読み替える。

第7条（変更をすることが緊急やむを得ない場合）

県が、事業者に対し、経済安全保障推進法に基づき届け出た導入等計画書に係る重要な変更をすることが緊急やむを得ない場合に該当する旨書面又は電子メール等の電磁的方法にて通知し、かつ、導入等計画書を変更して事業者に委託して本件重要維持管理等又は本件特定重要設備（再整備）の導入を緊急に行うに際して実施される事業者の作業内容等に照らし必要である場合、事業者は、県に対し、第5条第1項又は第6条第1項に定める連絡及び第5条第2項（第6条第2項による準用する場合を含む。）に定める提供を、重要な変更後、速やかに行わなければならない。

第8条（表明保証）

- 1 事業者は、本覚書の規程に基づき県又は主務大臣に提出する事業者自身に関連する情報について、事業者が県又は主務大臣に対して当該情報等を提出した時点において正確であることを表明及び保証する。
- 2 事業者は、本覚書の規程に基づき県又は主務大臣に提出する事業者自身が取得した個人情報について、当該個人情報の取得及び第三者への提供に関し、個人情報の提供者からの同意取得を含む、国内外の適用法令等（法律、政令、通達、規則、命令及び条例を含む。）の要件及び手続を満たしていることを表明及び保証する。

第9条（重要維持管理等に関するリスク管理措置）

- 1 事業者は、委託された重要維持管理等の実施に当たり、特定重要設備について、事業者（その従業員を含む。）によって県が意図しない変更が加えられることを防止す

るために必要な管理措置等がなされ、その管理等に関する事項を県が重要維持管理等の委託に際し確認できることを契約等により担保するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 事業者は、特定重要設備の操作ログ、作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順を明確に定めるとともに、当該操作ログや作業履歴等の確認等により特定重要設備に対する不正な変更の有無を定期的又は随時に確認しなければならない。事業者は、再委託にあたっては、再委託の相手方等に対し、同様の義務を負わせなければならない。

□ 事業者は、事業者が保有する設計書及び設備等の情報につき、事業者が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、当該要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限しなければならない。事業者は、再委託にあたっては、再委託の相手方等に対し、同様の義務を負わせなければならない。

□ 事業者は、重要維持管理等の実施環境において、事業者が定めた要員以外がアクセスできないよう、当該要員を物理的手法（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的手法（データやシステムへのアクセス防御）により、適切に制限しなければならない。事業者は、再委託にあたっては、再委託の相手方等に対し、同様の義務を負わせなければならない。

□ 事業者は、自ら又は再委託の相手方等をして、重要維持管理等を実施する要員及び管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育、研修を定期的（年間 1 回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努める。

- 2 事業者は、重要維持管理等の再委託が行われる場合において、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が事業者を通じて県に提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ県の承認を受けることを契約等により担保するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 事業者は、重要維持管理等の全部又は一部を第三者に再委託する際には、事前に県の承認を受けなければならない。

□ 事業者は、前号に基づき再委託を実施する場合、再委託の相手方等に対し、再委託の相手方等がさらなる再委託を行う場合には事前に県の承認を受けること及び再委託の相手方等が事業者と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定しなければならない。

- 3 事業者は、事業者が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないことを県が重要維持管理等の委託に際し確認するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 事業者は、県に対し、事業者及び再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等を提出しなければならない。

- 4 事業者は、事業者について、過去の実績を含め、国内法令及び国際的に受け入れられた基準の遵守状況を県が重要維持管理等の委託に際し確認するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 事業者は、県に対し、県による本件重要維持管理等に係る導入等計画書の届出の前日から起算して過去 3 年間の実績を含め、事業者及び再委託の相手方等が国内の関連法規及び国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを表明する。

- 5 事業者は、県が、委託した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを重要維持管理等の委託に際し確認するための措

置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 事業者は、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）により、県との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを県に対して報告しなければならない。

□ 事業者は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、県又は事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを県及び事業者に対して報告させなければならない。

- 6 事業者は、事業者に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報及び当該情報について変更があった場合に、県が適時に情報提供を受けられることを契約等により担保するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 事業者は、県に対し、事業者及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属及び専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報を提供しなければならない。事業者は、契約締結後にこれら事項について変更があった場合、県に対し、適時にその旨を通知するとともに、変更後の情報を提供しなければならない。

- 7 事業者は、前各項に定める事業者と同等のリスク管理が実施できると認められる措置として、別途県及び事業者が書面又は電子メール等の電磁的方法により合意した場合には、かかる合意に従い協力を行う。県及び事業者は、当該合意の際、当該措置が、前各項のいずれの措置と同等の効果を有するものかを相互に特定し確認する。

- 8 事業者は、県の求めに従い、前各項に定める事業者の協力の実施として、又はその実施の証明として、県に対し、必要な書面を提出しなければならない。事業者が、法令に従い、当該書面を直接主務大臣に提出する場合には、事業者は、事前にその旨を県に報告しなければならない。再委託の相手方等が、事業者と再委託の相手方等との間の契約に基づき、県に対し事業者とともに主務省令の導入等計画書の様式に列挙される措置に関する協力を行い、その協力の実施として、又はその実施の証明として、県に対し、必要な書面を提出する場合において、事業者が、再委託の相手方等から、法令に従い、当該書面を直接主務大臣に提出する旨の報告を受けた場合も、同様とする。

第10条（本件特定重要設備（再整備）の導入に関するリスク管理措置）

- 1 事業者は、事業者における製造等の過程で、特定重要設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理措置及びこれを県が特定重要設備の導入に際し確認できることを契約等により担保するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 事業者は、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制を構築するとともに、脆弱性テスト（構成設備の供給者によって実施されるものを除く。）を導入までに実施しなければならない。ただし、県がこれらを実施する旨事業者に通知した場合には、事業者は、これらの実施に代えて、県に対し必要な協力を行う。

□ 事業者は、県によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装しなければならない。

□ 事業者は、構成設備の供給者をして、県又は事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに

実装させなければならない。

- ☐ 事業者は、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立しなければならない。
 - ☐ 事業者は、構成設備の供給者をして、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立させなければならない。
 - ☐ 事業者は、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は随時に確認しなければならない。
 - ☐ 事業者は、構成設備の供給者をして、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は随時に確認させなければならない。
 - ☐ 事業者は、特定重要設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限しなければならない。具体的な制限の内容は、別途県と事業者の間において書面又は電子メール等の電磁的方法により合意する。
 - ☐ 事業者は、構成設備の供給者をして、構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限させなければならない。具体的な制限の内容は、別途県と事業者の間において書面又は電子メール等の電磁的方法により合意する。
 - ☐ 事業者は、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制を確立しなければならない。
 - ☐ 事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを県が発見した場合には、県に対し、詳細な調査や立入検査等に協力しなければならない。
 - ☐ 事業者は、構成設備の供給者をして、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを県が発見した場合には、県に対し、詳細な調査や立入検査等に協力させなければならない。
- 2 事業者は、県が、特定重要設備の導入に際し、特定重要設備について、将来的に保守・点検等が必要となることを見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が事業者に限られるかどうか等の実態を踏まえて供給者を選定するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（☐）にチェックが入っているものに限る。）。
- ☐ 事業者は、特定重要設備につき、サービス保証（故障対応や脆弱性対応等）を十分に講じなければならない。
 - ☐ 事業者は、特定重要設備の構成設備につき、構成設備の供給者をして、サービス保証（故障対応や脆弱性対応等）を十分に講じさせなければならない。
- 3 事業者は、特定重要設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制及び不正な妨害が加えられた場合であっても冗長性が確保されているなど役務の提供に支障を及ぼさない構成となっていることを担保するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（☐）にチェックが入っているものに限る。）。
- ☐ 事業者は、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講ずるとともに、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを導入時まで実装しなければならない。ただし、県がこれらを実施する旨事業者に通知した場合には、事業者は、これらの実施に代えて、県に対し必要な協力をする。
- 4 事業者は、事業者について、過去の実績を含め、国内法令及び国際的に受け入れられた基準の遵守状況を県が特定重要設備の導入に際し確認するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（☐）にチェックが入っているものに限る。）。
- ☐ 事業者は、県に対し、県による本件特定重要設備（再整備）に係る導入等計画書

の届出の前日から起算して過去3年間の実績を含め、事業者及び構成設備の供給者が国内の関連法規及び国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを表明する。

- 5 事業者は、特定重要設備の供給の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを県が特定重要設備の導入に際し確認するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。
- 事業者は、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、県との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを県に対して報告しなければならない。
 - 事業者は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、県又は事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを県及び事業者に対して報告させなければならない。
- 6 事業者は、事業者に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報及び当該情報について変更があった場合に、県が適時に情報提供を受けられることを契約等により担保するための措置として、県に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。
- 事業者は、県に対し、事業者及び構成設備の供給者の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属及び専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報を提供しなければならない。事業者は、契約締結後にこれら事項について変更があった場合、県に対し、適時にその旨を通知するとともに、変更後の情報を提供しなければならない。
- 7 事業者は、前各項に定める事項と同等のリスク管理が実施できると認められる措置として、別途県事業者が書面又は電子メール等の電磁的方法により合意した場合には、かかる合意に従い協力しなければならない。県及び事業者は、当該合意の際、当該措置が、前各項のいずれの措置と同等の効果を有するものかを相互に特定し確認する。
- 8 事業者は、県の求めに従い、前各項に定める事業者の協力の実施として、又はその実施の証明として、県に対し、必要な書面を提出しなければならない。事業者が、法令に従い当該書面を直接主務大臣に提出する場合には、事業者は、県に対し、事前にその旨を報告しなければならない。構成設備の供給者が、事業者と構成設備の供給者との間の契約に基づき、県に対し事業者とともに主務省令の導入等計画書の様式に列挙される措置に関する協力を行い、その協力の実施として、又はその実施の証明として、県に対し、必要な書面を提出する場合において、事業者が、構成設備の供給者から、法令に従い、当該書面を直接主務大臣に提出する旨の報告を受けた場合も、同様とする。

第11条（禁止期間中における重要維持管理等及び特定重要設備の導入に関する義務）

- 1 特定事業契約の規定にかかわらず、特定事業契約の目的である本件重要維持管理等の委託及び本件特定重要設備（再整備）の導入に関して、経済安全保障推進法に基づき導入等計画書を主務大臣が受理し、同法に基づく禁止期間が経過するまでは、事業者は当該本件重要維持管理等又は当該本件特定重要設備（再整備）の導入を行う義務を負わない。
- 2 前項の場合において、特定事業契約において本件重要維持管理等の開始又は本件特定重要設備（再整備）の導入の時期として合意された時期までに、県が届出を行った導入等計画書に係る禁止期間が経過しない場合、県及び事業者は、当該時期の延期その他特定事業契約の内容の変更について、誠実に協議する。

第 12 条（勧告等があった場合の対応）

導入等計画書に関して、主務大臣より経済安全保障推進法第 52 条第 6 項に基づく勧告がなされた場合又はかかる勧告を受けずに禁止期間が経過することが困難であることが明らかになった場合、県及び事業者は、構成設備の変更や再委託先の変更を含めて対応を協議し、本件特定重要設備の導入又は本件重要維持管理等を実施できるよう最大限努力する。

第 13 条（導入等計画書に係る重要な変更又は事後勧告等があった場合の対応）

- 1 県が、本事業期間中に、導入等計画書に係る重要な変更につき届出を行った場合において、主務大臣より経済安全保障推進法第 54 条第 2 項の準用する第 52 条第 6 項に基づく勧告がなされた場合又はかかる勧告を受けずに禁止期間が経過することが困難であることが明らかになった場合、県及び事業者は、当該重要な変更の要否、及び、構成設備の変更や再委託先の変更を含めて対応を協議し、当該変更の必要性が確認された場合には、当該変更を実施できるよう最大限努力する。
- 2 国際情勢の変化その他の事情の変更により、主務大臣が経済安全保障推進法第 55 条第 1 項に基づき、本件特定重要設備の検査又は点検の実施、本件特定重要設備の本件重要維持管理等の委託の相手方の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告した場合又はこれに準ずる要請を行った場合には、県及び事業者は、当該必要な措置をとることについて対応を協議し、その内容に合意するよう最大限努力する。

（以下余白）

本覚書の証として、本書 2 通を作成し、県及び事業者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 12 月●日

県

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県公営企業管理者
企業庁長

事業者

●●
事業者 ●●
代表取締役 ●●

別紙 4

ガバナンス基本計画

【入札説明書添付資料 6 「豊橋浄水場再整備等事業 ガバナンス基本計画」の内容に基づき、事業提案書を踏まえて調整する。】

ガバナンス体制

協議会等設置要綱及び第三者機関設置要綱に関する確認書（案）

愛知県（以下「県」という。）及び●●（以下「事業者」という。）は、県と事業者との間で令和●年●月●日付けで締結した豊橋浄水場再整備等事業 特定事業契約書（その後の変更を含む。）第 22 条（ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築）の規定に基づく協議会、事業調整会議及び連絡会議（以下「協議会等」という。）の設置、同条の規定に基づき協議会等が助言（提案・勧告）を受ける第三者機関（以下「第三者機関」という。）の設置、並びに同条の規定に基づくファシリテーターの設置について以下の要綱を定めるとともに、かかる要綱に従って協議会等、第三者機関及びファシリテーターを運用することを確認する。なお、かかる要綱は、県及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

- 1 豊橋浄水場再整備等事業に係る協議会等設置要綱（「協議会等運営ガイドライン」を含む。） （別添 1 のとおり）
- 2 豊橋浄水場再整備等事業に係る第三者機関設置要綱 （別添 2 のとおり）

以上を証するため、本確認書を 2 通作成し、県及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

県

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県公営企業管理者
企業庁長 ●● ●●

事業者

愛知県●●
●●
代表取締役社長 ●● ●●

(別添1) 豊橋浄水場再整備等事業に係る協議会等設置要綱(案)

(設置目的)

- 第1条 愛知県(以下「県」という。)及び●●(以下「事業者」という。)は、豊橋浄水場再整備等事業(以下「本事業」という。)の実施に係る関係者間の情報共有、協議及び合意形成を円滑化し、本事業を安定的に継続することを目的として、県及び事業者が令和●年●月●日付けで締結した豊橋浄水場再整備等事業特定事業契約書(以下「特定事業契約」という。)第22条(ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築)の規定に基づく本事業に係る官民の会議体として、協議会、事業調整会議及び連絡会議(以下「協議会等」という。)を複層的に設置する。
- 2 前項に定める複層的な協議会等は、本事業のガバナンス確保の中核機能として位置付ける。
- 3 本事業のガバナンス強化の観点から、協議会等は、自らの協議に対して、特定事業契約第22条(ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築)の規定に基づいて第三者の有識者により構成される機関の助言(提案・勧告)を受けることができる。また、設置する協議会等及び第三者機関が円滑に機能を果たし、本事業のガバナンスの確保を確実なものとするため、特定事業契約第22条(ガバナンスの実施及びガバナンス体制の構築)の規定に基づいて任命されるファシリテーターの諸調整を受けることができる。当該第三者機関及びファシリテーターの設置については、別途の要綱にて定める。

(所掌事項、構成等)

- 第2条 協議会等は、次の事項を所掌する。
- (1) 特定事業契約の変更、要求水準の変更、事業全体の進捗状況、会議体の設置、その他事業全般に係る公的な協議が必要な事項
- (2) 特定事業における要求水準の充足状況及び課題の確認に関する事項
- (3) 任意事業における進捗・実施状況及び課題並びに業務目標の達成状況の確認に関する事項
- (4) 事業者の財務状況の確認に関する事項
- (5) 業務遂行上の諸課題に対する情報共有、協議、及び対応策の進捗状況の確認に関する事項
- (6) 第三者機関の構成員の選定、及び当機関への付託に関する事項
- (7) 緊急事態への対応に関する事項
- (8) その他本事業の安定的な継続に関して必要な事項
- 2 協議会等は、前項に定める事項を複層的に分掌する。各会議体の主たる議事は、第5項に定めるとおりとする。
- 3 事業調整会議及び連絡会議は、業務遂行の有効性・効率性確保の観点から、特定事

業・任意事業別に設置することも可能である。更に、これら各事業を構成する業務部門ごとに設置することも可能である。なお、これらの設置は、協議会での承認を前提とする。

- 4 本事業に係る官民の会議体は、協議会等に限定されず、業務遂行の有効性・効率性確保の観点からの具体的な必要性に応じて、別途の会議体を設置することも可能である。なお、別途の会議体の設置は、協議会での承認を前提とする。
- 5 協議会、事業調整会議及び連絡会議が行う主な議事は、下表のとおりとする。

会議体名	議事
協議会	・ 特定事業契約の変更、要求水準の変更、事業全体の進捗状況、その他事業全般に係る公的な協議 ・ 任意事業における業務目標の達成状況の確認 ・ 事業者の財務状況の確認 ・ 第三者機関の構成員の選定、当機関への付託 ・ ファシリテーターへの要請 ・ 会議体の設置 ・ 緊急事態への対応
事業調整会議	・ 特定事業における要求水準の充足状況及び課題の確認 ・ 任意事業における進捗、実施状況及び課題の確認
連絡会議	・ 要求水準の充足状況の確認 ・ 業務遂行上の諸課題に対する情報共有、協議、及び対応策の進捗状況の確認 ・ 緊急事態への対応

（協議会の組織）

- 第3条 協議会は、県及び事業者の中から別表に示す合計●名の会員により組織することを基本とする。協議会は、本事業に係る最高意思決定機関として位置づける。
- 2 協議会には会長を置くものとし、●●を会長とする。
 - 3 第1項に定めるほか、協議会の会長は、必要に応じて構成員以外の者にも参加を求め、意見等を求めることができるものとする。

（事業調整会議の組織）

- 第4条 事業調整会議は、県及び事業者の中から別表に示す合計●名の会員により組織することを基本とする。事業調整会議は、本事業に係る経常的な進捗管理の中心機関と位置付ける。
- 2 事業調整会議には議長を置くものとし、●●を会長とする。
 - 3 第1項に定めるほか、事業調整会議の議長は、必要に応じて構成員以外の者にも参加を求め、意見等を求めることができるものとする。

(連絡会議の組織)

第5条 連絡会議は、県及び事業者の中から別表に示す合計●名の議員により組織する。連絡会議は、本事業に係る日々の実務の実質的な協議調整機関と位置付ける。

2 連絡会議には議長を置くものとし、●●を議長とする。

3 第1項に定めるほか、連絡会議の議長は、必要に応じて構成員以外の者にも参加を求め、意見等を求めることができるものとする。

(会員等の任期)

第6条 協議会、事業調整会議及び連絡会議の会員及び議員（以下「会員等」という。）の任期は、●年●月●日から特定事業契約の終了日までとする。

2 会員等が異動その他の理由により会員等の職を辞したときは、その所属する協議会等において後任者を定めるものとする。

(協議会等の運営)

第7条 協議会等は、以下に定める頻度及び要件により、それぞれの会長又は議長が召集する。

(1) 協議会 不定期（1名以上の会員が必要と認め、会長に召集の申し出があったとき）ただし、必要性の申し出がなくても年に一度は開催する。

(2) 事業調整会議 半期に一度程度 ただし、事務効率化等の観点から、設置後の開催状況に応じて、協議会又は連絡会議の開催をもって代えることも可能とする。

(3) 連絡会議 月一度程度 ただし、業務遂行上の必要性に応じて、より頻繁に開催することも何ら問題ない。

2 協議会等は、それぞれの会員又は議員の全員の出席がなければ、開催することができない。ただし、協議会等の会員が不在のときは、あらかじめ、その所属する組織の役職員を代理人に指名することができる。

3 協議会等の議事は、それぞれの会員又は議員の全員の合意をもって決する。ただし、緊急事態の発生時など、会長又は議長が真にやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

4 協議会等の議事を、それぞれの会員又は議員に対する回議をもって決することはできない。ただし、緊急事態の発生時など、会長又は議長が真にやむを得ないと認めるときに限り、例外としてこれを認める。

5 協議会等の議事の内容、協議等の経緯、結果については、議事録を必ず作成することとし、構成員である会員・議員が共有すると共に、事務局にて保管する。

6 協議会等の会長又は議長は、第3条から第5条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、協議会等に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。恒常的に

特定の関係者の出席を求め意見を聴くことも妨げない。

- 7 協議会等は非公開とする。
- 8 協議会等の議事を公開する必要がある場合は、それぞれの協議会等の会員又は委員の了解を経て、これを行うものとする。

(事務局)

第8条 協議会等の事務局は、愛知県企業庁に置く。

(守秘義務)

第9条 会員等並びに第3条第3項、第4条第3項、第5条第3項及び第7条第6項の規定に基づき参加し意見等を求められた者（以下「守秘義務対象者」という。）は、協議会等で知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。ただし、県又は事業者が公表した情報及び既に公知となっている情報については、この限りではない。

- 2 前項の定めにかかわらず、守秘義務対象者は、次に掲げる場合に限り、協議会等で知り得た情報を開示することができる。

- (1) 当該情報を知る必要のある県、事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、守秘義務対象者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (2) 当該情報を知る必要のある特定事業契約に定める構成企業若しくは本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、守秘義務対象者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

(ファシリテーターの活動)

第10条 ファシリテーターは、協議会の1名以上の会員からの直接要請を受けて活動を開始する。当該直接要請をもって協議会としての要請が成立したものとする。当該会員は要請した旨を事務局に通知すると共に、事務局は全会員にその旨を通知する。なお、事務局は、これらの事実を書面に残すとともに、次回の協議会の議事録にその旨を記載する。

- 2 ファシリテーターは、要請された事項について、協議促進、相互信頼の構築・回復、紛争の回避（ファシリテーション）等の活動を行う。
- 3 ファシリテーターは、主たる活動として、ヒアリング、現地調査、内部協議、協議会に対する提案などを行うものとする。ただし、これらに限定されることなく、目的に照らして必要かつ適切な活動を適宜行うものとする。ファシリテーターは、これら

活動の結果について直接、第三者機関に報告する。また、これら活動は活動への出席者がその議事録を必ず作成することとし、事務局にて保管する。議事録の会員間での共有については、ファシリテーターへの要請者の意向に基づく。

- 4 協議会の会長は、ファシリテーターによる提案を受けた時は、速やかに協議会に報告して、それを踏まえた具体的な対応策を早急に検討するものとする。そしてその検討結果を、ファシリテーターによる本条第3項による報告とは別に、協議会として第三者機関に報告するものとする。
- 5 ファシリテーターの活動経費は、事業者と県が折半して負担する。
- 6 ファシリテーターの活動に対しては、一定の報酬を支払うものとし、その条件や水準については、協議会にて定める。また当該報酬は、前項の活動経費により賄うこととし、その支払い等の事務は県が担当する。
- 7 ファシリテーターの活動は非公開とする。ただし、活動内容等を公開する必要がある場合は、協議会の合意を経てこれを行うものとする。
- 8 ファシリテーターは、活動上で知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。ただし、県又は事業者が公表した情報及び既に公知となっている情報については、この限りではない
- 9 本条に定めるもののほか、ファシリテーターに期待され、また想定される活動や役割については、別途協議会等運営ガイドラインにて示す。

(その他)

- 第11条 この要綱において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、特定事業契約において定められた意味を有するものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会等に関して必要な事項は、協議会で審議の上で別に定める。
 - 3 この要綱の別添として、県、事業者の何れもが協議会等を運営するにあたり本事業のガバナンスの確保と強化の観点から留意すべき諸点を纏めた「協議会等運営ガイドライン」を定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和●年●月●日から施行する。

別 添

協議会等運営ガイドライン

別表

豊橋浄水場再整備等事業に係る協議会等 名簿

協議会

所 属	会 員
愛知県 (●名)	
●●株式会社 (●名)	事業統括責任者

事業調整会議

所 属	会 員
愛知県 (●名)	
●●株式会社 (●名)	事業実施責任者

連絡会議 (事業別・業務部門別に設置する際は、それぞれの名簿を個別に作成する)

所 属	議 員
愛知県 (●名)	
●●株式会社 (●名)	

【本ガイドラインの趣旨】 …… **ガバナンスの確保・強化のために**

本ガイドラインは、協議会等設置要綱にて規定する複層的な会議体（協議会等）を、本事業の遂行に即して運営していく際の留意事項を定めるものである。

本ガイドラインでは主として、本事業の「ガバナンスの確保・強化」の観点からの留意事項を取扱っている。それは、「ガバナンスの失敗」に起因する「官民連携（PPP）の失敗」事例が国内外ですでに数多く発生している中、本事業も、豊橋浄水場等の再整備及び運営等に係るコンセッション案件として、先行事例のない事業遂行を今後 30 年間以上の長きにわたって責任をもって実施していくことが求められていることを踏まえ、ガバナンスの確保・強化の重要性を改めて官民双方の共通認識とすると共に、その具体的な実施方策とその考え方（留意点）を官民各主体が共有しておくことが重要となるからである。

なお、ここでガバナンスとは「本コンセッション事業の官民の利害関係者が、具体的には事業者（及びその構成員）と県が、意思決定、舵取り、執行、監視、（情報・説明の）請求、（必要に応じた）是正要求、などを行うことを通じて、本事業が、めざす成果をあげてその目的（目標）を達成すると共に、説明責任を果たし、かつ法令遵守（コンプライアンス）を確保すること」という。

【協議会等における協議の前提】 …… **基本認識として**

（相互依存関係の再認識）

第 1 条 特に運営権が設定される業務において、本事業における官民各主体の行動は自己完結しておらず、所有者・運営権者として相互に依存する関係にある。更に、「三方良し」の実現を官民共通の目的に掲げる本事業においては、その「三方良し」の一角でも崩れると、それは自らの利益の崩壊にも直結する。そのような相互依存関係の下で事業枠組みが構築され実施されていることを、改めて官民共通の基礎認識とすることが重要である。なお、相互依存関係の具体的内容は、入札説明書、特定事業契約書等にて示されており、官民何れの主体もそれらを熟知する必要がある。

（目的・目標の共有）

第 2 条 「三方良し」を含む本事業の「目的」（全体目的・個別目的）とその達成水準を示す「目標」とを、官民の全ての主体が共有することが極めて重要である。そして、利害が全く異なる多様な主体が参加して、相互依存しつつ取り組むのは、まさにこの目的・目標を達成するためであることの共通認識をしっかりと持つことが求められる。

（信頼（trust）の重要性） …… **ガバナンスの基礎として**

第 3 条 官民の間もしくは民間事業者間の相互の「信頼（trust）」は、本事業の成否を分ける重要な要素である。ここで信頼（trust）とは、「他者が自らに対して抱く動

機・意図について、（潜在的なリスクが存在する中でも）前向きな期待を持つこと。」との意味で用いている。目的や利害が異なる多様な主体が集って一つの事業に取り組むネットワークのような組織では、参加主体間の信頼（trust）の状況が、その組織があげうる成果に大きく影響を及ぼすことが、様々な研究により明らかになっている。本事業もまさにそのようなネットワーク的な組織によるものであり、信頼（trust）の重要性への認識を持つことが極めて大切になる。

また、相互の信頼（trust）の状況によって、ガバナンスの確保の方法も異なってくる。信頼（trust）関係の状況に応じたガバナンスの枠組を採用することが必要となり、その意味から、ガバナンスの枠組は動態性を帯びることとなる。なお、その相互の信頼（trust）状況は、データ等によって客観的にその水準が示されるというよりも、当事者や第三者の実感などによって、段階的なものとして了解されることになる（例えば、極めて良い・良い・まあまあ・悪い・極めて悪い、など）。

信頼（trust）の状況が芳しい場合には、下記に示すような「内部統制」（三位一体の自律的なガバナンス）の枠組により、階層的な会議体を活用して、可能な限り客観的な業績情報を用いた確認・協議を行い、それを適切に議事録に記録していくことで、円滑なガバナンス機能を確保しうる。

他方で、事業開始のタイミングや、キーパーソンや参加企業の入れ替わりがある際など、新たに信頼（trust）関係を構築する必要がある時、もしくは、不幸にして官民の間の、もしくは民間事業者間の信頼（trust）関係が損なわれている際には、「第三者機関」による中立的かつ専門的な視点からの助言・勧告（外部統制）や、「ファシリテーター」による公式・非公式の調整も活用して、ガバナンス機能を確保することを想定している。

なお、官民ネットワークの部門毎に、もしくは全体と部門において、信頼（trust）の状況が異なることも想定される。それぞれに異なるガバナンスの枠組が適用されることもあり、ガバナンスの枠組における階層性の確保はその観点からも重要となる。

（ガバナンスの枠組）

第4条 要求水準書及びガバナンス基本計画に示すように、本事業のガバナンスは、セルフモニタリングによって得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、当事者間で複層的に構成する「会議体」を通じた協議による統制（内部統制）と、外部有識者により構成する「第三者機関」を通じた調整・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、機能させる。併せて、官民の相互依存性などを踏まえて、内部・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーションの機能を導入する。

【内部統制の枠組】・・・「三位一体」のガバナンス

第5条 本事業の内部統制においては、「会議体」「業績情報」「議事録」の3要素を有機的に活用することで、ガバナンスの維持・確保に努める。

構成要素	ガバナンス上の役割	官民の多様な主体間で果たす機能
会議体	中枢機能	・相互の進捗確認・報連相、情報共有 ・協議・調整、合意形成、意思決定
業績情報	共通言語	・冷静かつ一貫性のある協議を可能に
議事録	共有資産	・協議経過や合意の記録・確認 ・中長期にわたる関係性の軌跡を共有可能に

(1) 会議体の重視 (ガバナンスの中枢機能として)

協議会等設置要綱を基に設置される複層的な協議会等の会議体は、本事業にて官民間に設定される唯一の公式のコミュニケーション・チャンネルである。単に県による事業者のモニタリングの場所ではない。多様な官民主体が参画し、かつ長期にわたる本事業において、その根幹をなす官民の情報共有、協議、諸調整、合意形成が、全てこれらの会議体を通じて行われる。すなわち、本事業の中枢機能をこれらの会議体が担うこととなり、本事業のガバナンスが有効に維持され強化されるか否かは、これらの会議体が有効に機能するかにかかっている。全ての参加主体はこの点を十分に踏まえて、これらの会議体を大切に運営していく必要がある。

特に、官と民は契約に基づく対等な関係にあり、組織も水平な（フラットな）中で、上記のように相互依存しているため、双方がすくんでしまつて円滑な業務遂行が妨げられることのないよう、会議体を通じた密なコミュニケーションが求められる。

(2) 客観的な業績情報の重視 (共通言語として)

① 客観的な業績情報を活用した協議 <モニタリングと協議会等との関係>

これら協議会等を円滑に運営していくための一つの重要な視点は、できるだけ「客観的な」業績情報を常に用いることである。利害や文化の異なる官民主体の協議が衝突や紛争に発展してしまうことを回避して、事業を円滑に推進させていくためには、「客観性・中立性」「共通性・共有性」といった特質をもつ業績情報が、多様な主体間の「共通言語」として有効に機能する（下記参照）。それを十分に活用するためには、適切な業績情報を入手しうるように、様々なモニタリングが適切に実施されなければならない。すなわち、官民双方の複層的なモニタリング活動を通じて、官民双方の活動に対する客観的な情報が収集され、それが協議会等に的確に提供される必要がある。

なお、客観的な業績情報とは、必ずしも成果（アウトカム）レベルの情報を意味するわけでない。「ガバナンス基本計画」を基に、「要求水準書」に規定される指標や、それ以外に官民協議の上で設定した指標、日常的な活動を測る活動（アクティビティ）やその結果（アウトプット）情報など、諸規定や協議に適合したものであれば、差し支えない。そ

の際、できるだけ定量的な情報が望ましく、また定性的の場合にも、進捗状況を容易に判断しうるものが望ましい。

ただし、モニタリングの対象となる指標は、本事業の共通・個別の目的を的確かつ客観的に体现している必要がある点に留意する。

以下、参考として、客観的な業績情報の特質を整理しておく。これらの特質が、協議会等を中枢機能とする本事業に、一貫性と規律を与え、多様性に富む全ての参加主体が、これら業績情報を「共通言語」「かすがい」として、現状の把握、協議、合意形成に取り組むことができるようになる。

【参考： 業績情報の特質】

客観性・中立性	・状況をありのままに伝える ・特定の考え方や主体に偏らない
共通性・共有性	・誰にとっても全く同じ内容である ・立場が異なっても、誰もがそのまま共有可能

② 「解釈の相違」への対応

同じ客観的な業績情報を用いても、その解釈は主体や環境によって異なることが容易に想定される（例えば、「目標に対して 80%の達成率」をどう解釈するか、等）。そのような解釈の相違が生じることは極めて自然なことであり、従ってそのような相違自体を回避する必要はなく、むしろ協議会等の協議の場にそのような見解の相違を積極的に持ち出して自由闊達に議論することが重要である。

しかし、解釈の相違に起因する利害の衝突や紛争への発展は回避すべきであり、そのためには、下記第10条（1）に示すような「紛争に発展しない協議」の工夫が求められる。

（3）議事録の重視（共有資産として）

本事業に係る協議会等の会議体では、議事録を作成する。論点や結論（具体的なアクション等）などの要点が明快に記述されていれば、必ずしも詳細なものを作成する必要はなく、簡潔なもので構わない。議事録の作成に当たっては、特定の担当者を設定する場合、持ち回りで作成する場合の双方が考えられ、各会議体にて協議の上で決定する。

議事録の作成は、ある意味で当然のことにように認識されて、その必要性や重要性を改めて確認する必要性は低いと想定されるかも知れない。しかし議事録の作成は、ガバナンスの維持・確保の観点から非常に重要なものであり、以下のような効用から、本事業のような多様な主体が参画する長期にわたる事業において、官民主体が共有する「共通の資産」として位置づけられる。議事録の効用として、具体的に、以下のような点があげられる。なお、「業務日報」「業務週報」等の作成と報告が求められている場合は、それらも併せて活用することで、以下の効用はより一層高まる。

- ・運営状況や協議内容・結果の記録媒体及び把握・共有ツール
- ・運営状況の説明・報告ツール（SPC 本社、コンソーシアム各社、等に対して）
- ・運営や協議の蓄積ツール（共通認識や「共有知」の醸成、共通の取組みの積み上げ）、及びそれらの将来への引継ぎツール
- ・緊急事態や外部環境の変化などへの対応状況の記録・引継ぎツール
- ・これまでの諸経緯の理解・確認ツール
- ・積み残し課題の討議状況把握ツール
- ・同一・類似問題に対する対応・解決方策の継続性・一貫性の確保のツール
- ・人事異動もしくは参加主体変更時の引継ぎツール（これまでの状況を全て把握できる）

／等

【外部統制の枠組】・・・「第三者機関」の設置

第6条 本事業のガバナンスを強化するために、第三者の有識者等で構成され、中立的かつ専門的な視点からのファシリテーションやアドバイス等を行う機関として「第三者機関」を設置する。

例えば、協議会等における官民当事者間の協議では中々進展しない局面となった場合などに、第三者機関による機能を介して、中立的かつ専門的な立場からの助言も踏まえて協議することができる。その場合も、客観的な業績情報を用いて協議することが重要である。

【ファシリテーターを通じた調整（ファシリテーション機能）】

第7条 本事業における官民間の相互依存性と、特に官民連携組織の水平性（フラットさ）に着目して、内部統制・外部統制の中間的な機能として、「ファシリテーターを通じた調整」によりガバナンス機能を確保することを想定する。

例えば、本事業の開始から間もなく主体間の関係構築がまだ途上の期間、それ以降でも官民の関係がギクシャクして協議会等での協議が円滑に進展しない時、あるいは何れかの主体に人事異動があり関係主体間の人間関係の再構築が求められる時など、協議会等の複層的な会議体が（必要以上に）公式性を帯びて、本音での協議が難しいことも想定される。

そのような際に、このファシリテーターによる調整を機能させて、ガバナンス機能を維持・確保することができる。

これは、敷居を低くして主体間の意識のすり合わせを行う協議の仕組みであり、内々に相談・調整しうる仕組み、現場での悩みを開示して擦り合わせのできる仕組み、公式の会議体の枠組みに乗せる段取りをつける仕組み、などであると共に、改めて主体間の意識を統一する枠組みでもある。その意味で、ファシリテーション機能と称している。

ファシリテーターは、両者との非公式な協議（一方主体との個別協議、双方主体との共同協議）を積み重ねて、そこで主体間の感情的な違和感・嫌悪感、及び内容面での見解の相違（相手への反対）などを、それらが協議会等にて（正式に）表明される前に、事前にまだ萌芽の段階で把握して、今後の進むべき方向性や懸案事項の着地点などについての主体間での共通認識の構築、及び関係主体間の相互信頼関係の構築・修復などに努める。

なお、ファシリテーターを通じた調整機能は、あくまで協議会等・第三者機関が円滑に機能することを側方支援する補完的な役割であり、協議会等を通じた内部統制が円滑に機能している際には特に具体的な役割が期待されない。また、第三者機関を通じた外部統制に依存する必要がある際にはそれと連携し、補佐する機能を果たすことが期待される。

併せて、ファシリテーターの機能は、極めて簡便な手続きにて活用できる仕組みになっているものの、それは官民当事者間の直接的な協議の重要性を軽んじるものでは全くないことに、改めて留意する必要がある。

【契約書関連文書に記載の無い事項・事象について】

第8条 契約書関連文書にて、30年間以上の契約期間中に生じる事象の全てを予め正確に予測して、かつその対応策を官民当事者間で合意して記載しておくことは不可能である。したがって、以下のことは何れも、事業期間中に容易に発生しうる。

- a) 契約書関連文書（最新版）に含まれていないこと（想定外のこと）、及び含まれているか（想定されていたか）否か明快ではないこと
- b) 契約書関連文書（最新版）の合意後に発生したこと（諸状況の変化、政策・方針の追加・変更などを含む）

これらへの対応については、無理に（一方的に）相手方の負担（事務的負担、財政的負担）を求めてはいけない。相手に押し付けてはいけない。

これらへの対応については、契約書関連文書には規定されて「いない」こと（もしくは規定されているか否かが不明快であること）を前提に、まずは協議会等にて、当事者間で真摯に協議しなければならない。そして、協議会等での当事者間での議論が整わない場合には、第三者機関やファシリテーターの機能を利用して協議を進めていく。

【ガイドラインへの反映と活用】

第9条 長期にわたるプロジェクト期間中には、人事異動等による担当主体の変更も想定しうる。しかしそうであっても、県と事業者との協議を「ゼロベース」で実施することは回避する必要がある。

そこで、協議会等・第三者機関・ファシリテーターを通じて、官民当事者の間で新たに合意に至った「考え方」などを、適宜、本「ガイドライン」（下記欄）に反映させていき、その後の両当事者の検討・協議などへの活用に供することとする。両当事者は爾後と同じ（同様の・類似の）状況が生じた場合には、原則として、当該ガイドラインの内容に

従った運用を行うこととする。この対象となるのは、前条の a) b) に該当する事項が中心になると考えられるが、それに限定するものではない。

合意に至った考え方
(今後の合意の都度、本欄に記載する)

【協議会等における運営の留意事項】

第10条 本事業のガバナンスの観点から、協議会等の運営に際しては、以下の諸点に十分留意する。

(1) 「紛争に発展しない協議」の工夫（業績情報を活用した工夫の例）

業績情報を適切に活用することで、多様な主体が参画する本件のような事業における協議が紛争に発展しないようにコントロールすることが可能となる。具体的に、例えば以下のような工夫が想定できる。（以下の①～⑧は例示であり、これらに限定されない。）

① 全体像を理解し視点を修正する協議、違いを理解する協議

まず前提として、官民の何れの主体（機関、個人）も、ともすれば「見たいものだけ見る」「見たいように見る」傾向になりがちであることを踏まえて、客観的な業績情報により、客観的な全体像の理解を共有して、偏見や先入観を変え、（場合によっては）誤解を解いていくことが重要である。併せて、客観的な業績情報により、各主体の立場や利益（利害）が如何に異なるのか、その違いを理解して受け入れることも重要である。

② 「利益」（利害）に照らして協議

官民の参加主体の「権限」や「力関係」に基づく協議ではなく、対等な立場から、共通・個別の「利益」（利害）に基づく協議を、客観的かつ具体的に行う。「共通の利益」である「三方良し」をどう実現させるか、各主体の利益をどう実現するか、などである。その際、「利益」は、できる限り客観的な業績情報を用いて議論する。これを可能とする

ためにも、既述のように、参加主体の共通・個別の利益を、業績情報を用いて可能な限り客観的に表現しておくこと、すなわち適切な「指標」と「目標値」を設定しておくことが望ましい。

③ 対応できる（コントロール可能な）課題として協議

議題を参加主体の「価値観」「関係性（人間関係・組織間関係）」「外部要因」「感情」の問題として協議してしまうと、当事者がコントロールしにくく、すなわち対応策を講じにくく、解決策を見つけにくい。そうではなく、当事者間で具体的な対応策が講じられるように、上記の「利益」や、「運営の枠組」「業績情報」などコントロール可能な問題に置き換えて協議する。

「運営の枠組」とは、例えば、業務遂行にかかる組織や諸制度、ルールなどの具体的な改善などである。「業績情報」とは、例えば、業績情報共有及びその方法、業績情報の不足・過多、業績情報の解釈、より適切な（もしくは分かりやすい）指標の設定、より適切な業績データの収集方法、などである。

④ 納得性を高める協議

官民当事者が、「利益」に照らして対等に客観的に協議するとしても、「手続き面」（例：進め方がフェアか）や「感情面」（例：面子がつぶれないか）での、参加主体の「納得性」も重要であることを意識しつつ協議する。一般的には、論理のみで納得性を高めることは難しい。

⑤ 具体的な「アクション」で協議

相互の解釈に相違があっても合意できなくても、客観的に業績情報を用いて、その後の具体のアクションを合意する（継続協議・棚上げ・様子見などを含めて）。その際、見解の相違の状況、合意されたアクション等を、議事録に的確に記録する。

⑥ 「優先度合」を重視して協議

諸規定の内容や、事業全体の進捗、主体間のバランスなどに影響を及ぼさない範囲にて、「優先順位」（共通・個別）に基づいたトレード（バーター取引）を行って、利害を調整する。相手が△をすれば、自らは●をする、など。その際、業績情報を活用して、何と何をバーター取引しているのかを具体的にすると共に、議事録に的確に記録する。

⑦ 第三者の参画による協議

当事者間の協議では中々進展しない局面となった場合には、「第三者機関」や「ファシリテーター」を介して、中立的かつ専門的な立場からの助言も踏まえて協議することができる。その場合も、客観的な業績情報を用いて協議することが重要である。

⑧ 対等な立場からの協議（相互依存の関係を踏まえ）

コンセッション事業における官民各主体の行動は自己完結しておらず、相互に依存する関係にある。更に、「三方良し」の実現を目的に掲げる本事業においては、その三方良しの一角でも崩れると、それは自らの利益の崩壊に直結することとなる。それを十分に踏まえた対等な立場からの自由闊達な協議が求められる。

（２）形骸化（ルーティン化）の回避

特に、事業調整会議や連絡会議の活動が形骸化（ルーティン化）しないように、その回避策を講じる。具体的に、単に形式的に進捗状況を確認していくのではなく、例えば、その時々課題を反映できるようにすること、新たな共通の課題・目標を見出して設定すること、などの工夫をする。

（３）日常的な非公式のコミュニケーションの促進

更に、協議会等設置要綱で定める公式の複層的な会議体を通じた協議を超えて、日常的な多様な非公式のコミュニケーションも重要である。そのようなコミュニケーションを促進する一つの手段として、例えば、「コロケーション（場所の共有）」なども考えられる。なお、このようなコミュニケーションの記録を残すか否かは、その状況や内容に応じた的確な判断が求められるが、そこでの合意事項を公的なものとするためには、協議会等の議事録への反映、もしくは本ガイドラインの上記「合意欄」への記載などが必要となる（すなわち、明文化されていない合意事項は存在させてはならない）。

（４）「共通の文化」醸成

上記（２）のような協議と実践の着実な積み重ねは、「共有知」の形成と蓄積につながり、更に中期的には、本事業における多様な参加者間にて「共通の文化」を醸成することにもつながる。「共通の文化」醸成がなされてくると、参加主体間の解釈の相違や利害の衝突などの機会やリスクは減少していき、結果として、本事業のガバナンスの確保・強化に直結する。

【その他ガバナンス上の留意事項】

第１１条 本事業のガバナンスの維持・確保の観点から、協議会等の運営に際しては、以下の諸点に十分留意する。

（１）「説明責任」ツールの検討と実施

出資者等に加えて、特に、対象施設の利用者、県民などの利害関係者に対する「説明責任」の重要性に配慮して、分かりやすく、かつ適切な方策を講じる。これは、事業範囲の広い水道事業施設の再整備・運営等に係るコンセッションである本事業には、より一層の説明責任が求められることを踏まえてのことである。

利害関係者は多様であり、利害関係者によって確認したい情報は異なることが想定され

る。そのため場合によっては、複数の「説明責任」体系を構築して回していくことが求められる。

（２）緊急事態や外部環境の変化への柔軟な対応

上記とは全く別の観点として、緊急事態が発生した場合には、協議会等設置要綱を踏まえつつも、事態に即して臨機応変かつ柔軟に対応することが求められる。ただし、客観情勢や官民双方の具体的な対応策などについては、（事後的であっても）必ず当該行為を所掌する会議体の議事録に記録する。

予め想定しうる緊急事態については、協議会等でその対応方法を協議の上で確定させておき、その旨を議事録に記録すると共に、その内容については別途の文書の整備（要綱等）により共有する。

また、外部環境に抜本的な変化が見られる場合には、協議会の枠組みを用いて、本事業に係る特定事業契約、要求水準書の内容等について、柔軟に協議して反映させる。

以 上

(別添 2) 豊橋浄水場再整備等事業に係る第三者機関設置要綱 (案)

【機関設置の趣旨】

第1条 本事業においては、官民の契約当事者のセルフモニタリング及び別途の要綱にて規定する協議会等（当事者間の公の複層的な会議体）を通じたガバナンスを基礎とするが、多岐にわたる本事業の事業範囲のガバナンスを、長期にわたる事業期間中に、確実に確保して、本事業の事業目的を実現する観点から、「第三者」により構成され、中立的かつ専門的な視点からのファシリテーションやアドバイス等を行う機関（以下「機関」という。）も併せて設立して、ガバナンスの強化を図ることとする。

【機関の目的】

第2条 この機関は、特定事業契約にて記載されている本事業のコンセプト（以下）の実現の確保をその目的とする。

＜コンセプト＞

- (1) 施設の老朽化・耐震性の不足への対応、新たな施設への改築
- (2) 浄水場施設におけるカーボンニュートラルの実現
- (3) 豊橋市（隣接する小鷹野浄水場）との連携の推進

【機関の機能】

第3条 この機関は、本事業における官民双方の主体の活動について、主に以下の機能を果たす。

・ファシリテーション（官民協議の仲介役）：

共有・固有の目的実現にむけた協議促進、相互信頼の構築・回復、紛争の回避

・アドバイス：

事業実施方針・計画等の策定、実施及び改定等についての意見表明、アドバイス（目標の変更を含む）

【機関の構成員】

第4条 この機関は、以下の●（注：奇数名）名（以下「構成員」という。）により構成されるものとする。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

2 この機関には、構成員の互選により、座長及び座長代行を置く。

3 構成員がその職を辞する必要がある際には、自らその後任者の候補を選定すると

ともに、他の構成員全員の了承及び事業者と県の合意を得て後任者として選定し、決定する。後任者の選定にあたっては、この機関の趣旨と機能の確実な継承に十分に留意する。

- 4 構成員の機関での活動に対しては、一定の報酬を支払う。その条件や水準は、協議会にて定める。また当該報酬は、機関の運営経費（第12条）により賄うこととし、その支払い等の事務は機関の事務局（第13条）が担当する。

【機関の適用基準】

第5条 この機関がその機能を果たす際には、本事業の事業目的の実現を最優先の基準として適用する。その原則の下で、以下の客観的な基準を適用する。

- ・「特定事業契約書」・・・「要求水準書」、「ガバナンス基本計画」、その他契約関連文書

【機関の主たる活動】

第6条 この機関の主たる活動として、以下を想定する。ただし、これらに限定されることなく、目的に照らして必要かつ適切な活動を適宜実施する。

- ・ヒアリング、現地調査、内部協議、提案（対協議会）、勧告（対協議会）、など

- 2 この機関のヒアリング、現地調査、内部協議については事務局が議事録を作成する。また提案、勧告については事務局がその内容を記録する。

【機関による提案】

第7条 協議会の会長は、この機関による提案を受けた時は、速やかに協議会を招集して、それを踏まえた具体的な対応策を早急に検討するものとする。対応策を講じた際には、協議会は、その旨及び結果を機関に報告する。

【機関による勧告】

第8条 協議会の会長は、この機関による勧告を受けた時は、速やかに協議会を招集して、それを受諾すると共に、その内容を実現する観点からの具体的な対応策を早急に講じるものとする。対応策を講じた際には、協議会は、その旨及び結果を機関に報告する。

【機関会合の成立】

第9条 この機関の会合は、構成員の三分の二以上の出席をもって成立する。ただし、その場合であっても、座長と座長代行のどちらも出席できない場合には成立しない。機関会合が成立する場合で、座長が欠席せざるを得ない時は、座長代行がその役を代行する。

【機関の意思決定】

第10条 この機関は、出席構成員全員の合意をもってその意思を決定する。構成員全員の合意が整わない時には、座長の判断により投票を行い、出席構成員の過半数により決定する。

【機関の活動の発意と起点】

第11条 この機関は、協議会の一以上の会員からの付託により、その活動を開始する。ただし、これとは関係なく、1年に1回以上、協議会等を対象としたヒアリングを実施して、事業遂行状況を把握する。その実施の時期等は機関の内部協議にて決定する。

【機関の運営経費】

第12条 機関の運営経費は、事業者と県が折半して負担する。

【機関の事務局】

第13条 機関の事務局機能は、事業者の代表企業と県が共同で務める。事務局の事務は、協議会事務局が取扱う。

【機関活動の非公開と機関構成員の守秘義務】

第14条 機関の活動は非公開とする。機関の議事等を公開する必要がある場合は、機関の内部協議における合意によりそれを行う。

- 2 機関の構成員は、機関で知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。ただし、県又は事業者が公表した情報及び既に公知となっている情報については、この限りではない。

【ファシリテーター】

第15条 本事業にて設置する協議会等及び機関が円滑にそれぞれの機能を果たし、本事業のガバナンスを確実なものとするために、機関は、同機関の1名以上の構成員からの要請があった場合は、同機関の構成員もしくはそれ以外の適切な主体をファシリテーターとして選定する。このファシリテーターは、事業者と県の間にて客観的な立場から両者が円滑に意思疎通を図ることができるように諸調整を図るとともに、そのような活動を通じて、協議会等及び機関が円滑にその機能を果たしうるように務める。

- 2 ファシリテーターへの付託、ファシリテーターの活動及び機関への報告等については別途、協議会等設置要綱に、またファシリテーターに期待され、また想定される活動や役割については別途、協議会等運営ガイドラインにて示す。

【その他】

第16条 この要綱に定めるもののほか、機関に関して必要な事項は、協議会で審議の上で別に定める。

附則

この要綱は、令和●年●月●日から施行する。

以 上

別紙 6

物品譲渡契約書

件名：豊橋浄水場再整備等事業に係る【 】（以下「譲渡物品」という。）の譲渡

品名・規格・数量：別紙のとおり

引渡場所：●

譲渡代金額：●円

（うち消費税及び地方消費税相当額 ●円）

契約保証金：免除

豊橋浄水場再整備等事業の実施にあたって、上記の物品を譲渡するため、令和7年●月●日付豊橋浄水場再整備等事業特定事業契約書（以下「特定事業契約」という。）第14条（運營業務の実施に係る体制及び計画）第3項の規定により、愛知県企業庁（以下「譲渡人」という。）と事業者である●●（以下「譲受人」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な物品譲渡契約（頭書を含み、以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行する。なお、特定事業契約において定義されている用語は、本契約において別段の定めがない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有する。

第1条（総則）

- 1 譲渡人及び譲受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
- 2 特定事業契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が特定事業契約に優先して適用される。

第2条（契約の成立）

本契約は、譲渡人及び譲受人双方の権限ある代表者による本契約への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

第3条（権利義務の譲渡等）

譲受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、譲渡人の承認を得た場合はこの限りでない。

第4条（代金の支払）

- 1 譲渡人は、譲渡代金の支払期限の20日前までに、譲受人に譲渡代金に係る請求書を送付し、譲受人は、特定事業契約に定める運営開始日の前日までに、譲渡代金を譲渡人が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、譲渡人に一括して支払わなければならない。
- 2 譲受人は、前項に規定する期限までに譲渡代金を支払わないときは、その翌日から起算して支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 3 天災、地変その他不可抗力であって、譲渡人又は譲受人のいずれの責めにも帰すことができない事由により支払が遅延した場合には、その事由の継続する期間は延滞金を支払う日数に算入しない。

第5条（所有権の移転）

譲渡物品の所有権は、譲受人が前条第1項に定める譲渡代金（前条第2項に定める延滞金を支払う義務がある場合は、これに加えて延滞金）を支払ったことを譲渡人が確認したことを条件として、特定事業契約に定める運営開始日をもって、譲渡人から譲受人に移転する。

第6条（譲渡物品の引渡及び引取等）

- 1 譲渡人は、前条の譲渡人による支払確認がなされたことを条件として、運営開始日に当該譲渡物品を譲渡人から譲受人に引き渡し、譲受人はこれを速やかに引き取る義務を負う。
- 2 譲渡人は、譲渡物品の引渡しにあたり、適正な履行を確認するため譲渡人の職員を立ち会わせる。
- 3 譲受人は前項の引渡しを受けたときは、受領書を譲渡人に提出しなければならない。

第7条（危険負担）

譲受人は、本契約締結時から譲渡物品の引渡時までにおいて、当該物品が譲渡人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合を除き、譲渡人に対し譲渡代金の減免を請求することができない。

第8条（契約不適合に関する責任）

譲渡物品の引渡しは現状有姿で行い、譲受人は、本契約締結後、譲渡物品に数量の不足、その他契約不適合等のあることを発見しても、譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

第9条（契約の解除）

- 1 譲渡人及び譲受人は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 譲渡人は、特定事業契約が解除その他の理由で運営開始日前に終了した場合、本契約を解除することができる。運営開始日以降は、いかなる理由によっても本契約を解除することはできず、その場合の譲渡物品の取扱いは特定事業契約の定めに従う。
- 3 譲渡人は、譲受人の非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者（以下「役員等」という。）又は使用人について、以下のいずれかが該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」といい、暴力団員及び暴力団関係者を総称して「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 役員等又は使用人が、暴力団員等若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下本項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、第1号から第4号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

第10条（返還金等）

- 1 譲渡人は、譲渡人又は譲受人が前条に定める契約解除権を行使したときには、譲受人が支払った譲渡代金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には延滞金は付さない。
- 2 譲渡人は、解除権を行使したときは、譲受人の負担した本契約の費用を返還しない。

- 3 譲渡人は、解除権を行使したときは、譲受人が譲渡物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

第 11 条（損害賠償）

譲渡人及び譲受人は、第 9 条に定める契約解除権を行使したとき及び相手方が本契約に定める義務を履行しないことにより損害を受けたときは、損害賠償を請求することができる。

第 12 条（返還金の相殺）

譲渡人は、第 10 条第 1 項の規定により譲渡代金を返還する場合において、譲受人が前条に定める損害賠償金を譲渡人に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

第 13 条（契約の費用）

本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて譲受人の負担とする。

第 14 条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生したすべての紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条（補則）

本契約に定めのない事項については、特定事業契約の定めに従うほか、必要に応じて譲渡人と譲受人とが協議して定める。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、譲渡人及び譲受人が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和●年●月●日

譲渡人

譲受人

別紙

譲渡物品の品名、規格、数量

別紙 7

県の維持する許認可等

- ・ 水道法に基づく水道用水供給事業の認可
- ・ 工業用水道事業法に基づく工業用水道事業の届出
- ・ 経済安全保障推進法に基づく導入等計画書の届出
- ・ (浄水処理方式を変更する場合) 水道法に基づく水道用水供給事業の変更に係る認可又は届出
- ・ (運営開始日以降) 水道法に基づく水道施設運営権の設定の許可

※ 本別紙は、特定事業契約締結日現在で県が維持、取得することを想定している許認可等を示したものであり、県は、特定事業契約締結日以降県が行った許認可等の新規取得、終了又は内容変更に基づく本別紙の更新を行う。県は、本事業の実施に合理的に必要な範囲でのみ許認可等の新規取得、終了又は内容変更を行い、当該許認可等の新規取得、終了又は内容変更を行おうとする場合には事前に事業者に対してこれを通知し説明を行い、現状の許認可等の新規取得、終了又は内容変更の結果、本資料が更新された場合には、これを速やかに事業者に通知する。

別紙 8

事業者等が付す保険

【入札説明書別紙 5 「保険」 の内容に基づき、事業提案書を踏まえて調整する。】

別紙 9

サービス購入料の支払方法

【入札説明書別紙 3 「サービス購入料の支払方法」 の内容に基づき、事業提案書を踏まえて調整する。】

別紙 10

利用料金の支払方法

【入札説明書別紙 4 「利用料金の支払方法」 の内容に基づき、事業提案書を踏まえて調整する。】

プロフィットシェア

1 事業者の改善提案

事業者は、本事業期間中、本事業（任意事業を除く）について要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書を変更することによって実施可能な、より効果的で効率的な手法等を提案することができる。事業者が提案できる範囲は、サービス購入料又は利用料金の額の低減を伴うものでなければならない。

2 要求水準書の変更

県は、事業者の改善提案により必要と認める場合は、事業者に対して要求水準書の変更の検討を指示することができる。この場合、事業者は、当該指示の受理後遅滞なく、当該変更が本事業の実施に与える影響を検討し、検討結果を県に報告する。

県は、当該検討結果の受理後遅滞なく、要求水準書の変更を行うか否かを事業者に通知する。

変更後の要求水準書は、事業者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

3 要求水準書の変更に伴うサービス購入料の減額

県は、事業者の改善提案により要求水準書を変更した場合、本事業の実施のために事業者が負担する費用の減少に応じて、対応するサービス購入料及び利用料金を減額する。県は、サービス購入料又は利用料金の減額について、本事業の実施のために事業者が負担する費用が低減すると見込まれる額の少なくとも10分の5に相当する額を減額しない。事業者が負担する費用が低減すると見込まれる額は、県及び事業者が協議して定める。

4 要求水準書の変更に必要な設備投資等の費用負担

県は、事業者の改善提案が再整備期間中になされ、要求水準書の変更のために設備投資等に要する追加費用が発生する場合、県は自らの裁量により当該追加費用を負担することができる。

法令改正による追加費用及び損害の負担

1 再整備業務及び運転・維持管理業並びに再整備期間中の統括運営業務

- (1) 特定法令改正に起因した追加費用及び損害
県の負担とする。
- (2) 上記以外の法令改正に起因した追加費用及び損害
事業者の負担とする。

ただし、再整備期間中の法令改正に起因して、事業提案書に基づく新施設の再整備以外の対象施設への設備投資が必要となった場合、当該設備投資は県の責任と費用負担において行う。なお、当該設備投資により、更新対象残存価値上限額が適切でなくなったと県が判断した場合には、県は、事業者と協議の上、更新対象残存価値上限額を変更することができる。

2 運営業務及び運営期間中の統括運営業務

- (1) 特定法令改正に起因した追加費用及び損害
県の負担とする（ただし、第 87 条（利用料金の設定及び改定）に基づく利用料金の改定による負担とする。）
なお、特定法令改正（運営権事業）に起因した追加費用及び損害のうち、利用料金の改定によっても当該追加費用及び損害が補填されなかった場合に限り、県は、当該補填されなかった追加費用及び損害についても補償する。
- (2) 上記以外の法令改正に起因した追加費用及び損害
事業者の負担とする。

ただし、運営期間中の法令改正に起因して、事業提案書及び更新計画書（新施設）で予定されない新施設の更新が必要となった場合、当該更新は県の責任と負担により行う。なお、当該更新により、更新対象残存価値上限額が適切でなくなったと県が判断した場合には、県は、事業者と協議の上、更新対象残存価値上限額を変更することができる。

不可抗力による追加費用及び損害の負担

1 再整備業務及び再整備期間中の統括運營業務

- (1) 不可抗力に起因して再整備業務及び再整備期間中の統括運營業務に発生した追加費用及び損害については、サービス購入料Aの総額の1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については県の負担とする。
- (2) 上記(1)の追加費用及び損害には、再整備業務の遅延又は中断、新施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷及び復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- (3) 数次にわたる不可抗力により、上記(1)の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記(1)の1%の事業者負担は、追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。
- (4) 事業者が不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき県が負担する金額から控除する。

2 運転・維持管理業務

- (1) 不可抗力に起因して運転・維持管理業務に発生した追加費用及び損害については、不可抗力の事由1件ごとに不可抗力の事由の発生した当該年度におけるサービス購入料B、C及びDの1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については県の負担とする。
- (2) 上記(1)の追加費用及び損害額には、運転・維持管理業務の遅延又は中断、新施設の修繕費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- (3) 再整備期間中の不可抗力に起因して、県に引き渡された新施設の復旧（修繕を超える更新等が必要となった場合に限る。）が必要となった場合、当該復旧は県の責任と費用負担により行う。なお、当該復旧により、更新対象残存価値上限額が適切でないと県が判断した場合には、県は、事業者と協議の上、更新対象残存価値上限額を変更することができる。
- (4) 事業者が、不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき県が負担する金額から控除する。

3 運營業務及び運営期間中の統括運營業務

- (1) 不可抗力に起因して運営権設定対象施設が損壊し当該施設の復旧（修繕を超える更新等が必要となった場合に限る。）が必要となった場合、当該復旧は県の責任と費用負担により行う。なお、当該復旧により、更新対象残存価値上限額が適切でな

いと県が判断した場合には、県は、事業者と協議の上、更新対象残存価値上限額を変更することができる。

- (2) 上記(1)の場合を除き、不可抗力に起因して運営業務（ただし、サービス購入料の対象となる業務を除く。）及び運営期間中の統括運営業務に発生した追加費用及び損害は、事業者が当該追加費用及び損害の発生を最小化するための合理的な努力を尽くしていると県が認められる場合には、県の負担とする。